会　　議

午前10時０分開会

○議長（中村　敦）　おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○議長（中村　敦）　日程により、一般質問を行います。

質問順位２番、１、虫歯予防におけるフッ素使用の現状と、災害時の避難所における歯ブラシの備蓄について。２、関係人口について。３、ふるさと納税について。

以上３件について、２番　大西將由議員。

〔２番　大西將由議員登壇〕

○２番（大西將由）　清新会の大西將由です。通告に従い、一般質問させていただきます。

まずは質問の前に、本年１月７日の伊豆新聞に掲載されていた下田中学校への防災用トイレ、マンホールトイレの設置についてですが、これについては、以前から土屋議員、天野議員も防災対策の必要性から指摘されていました。下田中学校は避難所として期待を寄せられる場所のため、確実に整備されるよう対応をお願いいたします。

また、自走式トイレカーが納車されたとのことで、携帯用トイレなどと併せて災害への備えを強化し、避難所の環境整備に努めていくとのことですので、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

そして、以前から要望しております、災害時に避難所として使用されることの多い体育館への空調設備の設置についても、引き続き御検討をお願いいたします。

また、本年も下田市の応援大使である広島東洋カープ秋山翔吾選手による10年目の自主トレーニングが１月５日から13日まで行われました。前日の４日には、秋山選手の出身地である横須賀市の少年野球チームを招いての交流試合、第２回秋山翔吾Ｓｐｅｃｉａｌ　Ｍａｔｃｈ　ＫＵＲＯＦＵＮＥ　ＣＵＰも開催されました。第１回は横須賀市での開催でしたが、本年は下田市での開催となりました。河津のチアダンスチームによるダンス披露や下田高校吹奏楽部による演奏応援などもあり、大変盛り上がりました。横須賀チームの保護者の皆さ

んも大変喜んでおりました。なお、本年12月後半には第３回大会が横須賀市で開催される予定です。

また、１月24日の下田市スポーツ祭サッカー大会には、御用邸所在地友好都市である葉山町の小学生チームが参加し、下田の子供たちと交流を深めました。このような交流を通じて下田のよさを知っていただくことができ、さらなる活性化にもつながるものと考えます。スポーツのみならず、文化・芸術・音楽など様々な分野において、姉妹都市や友好都市をはじめとした交流の機会が広がることを期待しております。このことは、後に質問します関係人口・交流人口にも関係してきます。企画運営は大変かと思いますが、前向きな対応をお願いいたします。

それでは、本日は分類としまして、虫歯予防におけるフッ素使用の現状と、災害時の避難所における歯ブラシの備蓄について。デジタルノマド誘致、二地域居住等の関係人口について。ふるさと納税についての３つの質問となります。

まず、フッ化物洗口と避難所における歯ブラシの備蓄についての質問から始めさせていただきます。

昨年12月、市役所河内庁舎を訪れた際、１階で子供たちの歯科検診とフッ素塗布が行われていました。たまたま知り合いの歯科医師がおりましたので、少し立ち話をしました。私が子供の頃にはフッ素塗布やフッ化物洗口、いわゆるフッ素うがいはありませんでした。何となくフッ素と聞くと違和感があると話したところ、歯磨き粉にも入っているよと言われました。それ以来、フッ素を用いた虫歯予防について関心を持っております。

そこで質問いたします。

１つ目、下田市における歯科検診及びフッ素塗布の現状と方法について。

２つ目、下田市におけるフッ化物洗口、フッ素うがいの現状と方法について。

３つ目、避難所における歯ブラシの備蓄状況について。

以上、３項目についてお伺いいたします。

次に、関係人口についての質問をさせていただきます。

令和６年11月の約１か月間、デジタルノマド誘致に向けた取組、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡが実施されました。令和７年も同じく11月に、今度は民間主導で市が協力する形で、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡ2025が約１か月間実施されました。その期間以外にも、常時数名のノマドワーカーが下田を訪れるようになっています。

また、同じ11月１日には、他地域と下田市の二地域に生活拠点を持つ人を増やすことを目

的に活動する二地域居住コーディネーターが誕生し、２名が委嘱されました。いずれも関係人口を増やすための取組であり、今後の下田市の活性化に大きな期待を寄せております。

そこで質問いたします。

１つ目、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡ2025における下田市の取組内容と成果について。

２つ目、二地域居住コーディネーターの業務内容と現状について。

３つ目、今後、国の補助金等を活用した新たな事業を検討しているかについて。

以上、３項目についてお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についての質問をさせていただきます。

ふるさと納税については、以前から納税額を引き上げる重要性を述べてまいりました。徐々に税収は増加してきましたが、さらなる増収のためには、返礼品の新規開発や、中間事業者の見直し等が必要であると考え、令和６年12月に一般質問を行いました。しかしながら当初は、当時は業者選定のためのプロポーザル期間が確保できず、新年度には間に合いませんでした。その後１年を経て、今年度はプロポーザル方式を採用していただきました。

そこで質問いたします。

令和７年度のふるさと納税の見込額について。

２つ目、プロポーザル実施の経緯及び結果について。

３つ目、今後の取組と目標金額について。

以上、３項目についてお伺いいたします。

以上をもちまして、私の趣旨質問とさせていただきます。

○議長（中村　敦）　当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　それでは、私のほうからは、虫歯予防におけるフッ素使用の現状という御質問にお答えしてまいります。

まず、下田市における歯科検診及びフッ素塗布の現状と方法についてのお尋ねについてでございますが、歯科検診については、市民保健課で、母子保健事業の一環といたしまして、幼児健診に併せて歯科検診を実施しております。具体的には、１歳６か月児健診、２歳児と２歳６か月児、２歳６か月児の健康相談、３歳児の健診において歯科医師による診察を行い、虫歯の有無、咬合状況、かみ合わせでございます、口腔衛生状態等を確認しております。

フッ素塗布につきましては、幼児の歯科検診後に希望者に対して行っております。歯科医師の御指示の下、歯科衛生士がフッ素ゲルを歯ブラシで塗布し、併せて歯磨きや食生活につ

いて指導しております。

次に、フッ化物洗口、フッ素のうがいの現状と方法についてでございますが、フッ化物洗口については、乳歯から永久歯への生え変わりの時期のう蝕予防、虫歯の予防ですね、これを目的といたしまして４歳児と５歳児を対象に実施しております。民間と公立の保育所及び認定こども園に御協力いただき、保護者から希望を取り、申込みのあった幼児を対象に、４歳児は５月から、５歳児は４月から、週に５日間、昼食後等のフッ化物洗口に取り組んでいただいております。

私からは以上です。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　私のほうからは、避難所における歯ブラシの備蓄状況についてでございます。

現在、避難所での歯ブラシの備蓄はしておりませんけれども、可能であれば自助の部分、各自防災リュック等に準備いただいて、避難所、避難場所避難所への御持参をいただきたいというふうには考えております。

あと、共助の部分で各自主防でもいろいろ備蓄をしていただいているところでありますので、全体としてそういった備蓄を進められればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　それでは、私からは、関係人口の関係について答弁させていただきます。

まず、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡについての取組内容と成果でございます。

デジタルノマドという言葉がございます。これはまずＩＴ技術を活用して、場所にとらわれずに旅をしながら働く人たち、ライフスタイルのことで、全世界で4,000万人の市場と言われております。

このような中、下田市では昨年度よりデジタルノマド誘致を掲げまして、「“友だち作り”を通じて地域と世界がつながる」をコンセプトとして、誘致プログラム、アルファベットでＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡという、書きますけれども、を実施してございます。このＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡでは、約１か月にわたり、地域住民、学生、地域事業者との交流企画、受入れ環境の整備、食やスポーツなどの文化体験を実施し、国内外から100人を超えるデジタルノマドの参加がありました。下田の国際性を生かし、グローバル関係人口

を創出して地域の活性化を図っているところでございます。

このＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡは昨年度、令和６年度、実証実験として市の委託事業として開催のほうをいたしましたが、本年度におきましては、昨年度つくり上げたものを実装させるということで、民間主導での開催となっており、市といたしましては協力体制を取ってサポートしているところでございます。

本年度の市主催事業といたしましては、11月のＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡ開催期間に合わせまして、デジタルノマドを講師に招き、３つの講座を実施いたしました。内容といたしましては、下田高校生向けにデザイン講座を実施し、下田高校生とデジタルノマドがともに学びました。参加した高校生からは、世界を相手にした仕事を下田市内でできる人々と接して、今後の進路を考える上で、選択の幅が広がってよかったという声をいただいております。

また、事業者向け講座といたしましては、ＣｈａｔＧＰＴ等のＡＩ活用講座、インバウンド向けＳＮＳ情報発信講座の２講座を実施しました。参加事業者からは、新しい技術の活用による業務の効率化や、ターゲットへのアプローチの仕方などを学び、大変参考になったので、今後業務に生かしていきたいとの声をいただいているところでございます。

続きまして、二地域居住コーディネーターの業務内容と現状についてでございます。

こちらもちょっと、二地域居住とはというところから説明させていただきます。二地域居住とは、都市部と地方など２つ以上の地域に生活拠点を持つ暮らし方を意味するものです。従来の移住政策、こちらが地域間による人の取り合いとなり、一方が得をすると一方が損をしてしまうという、ゼロサムゲームのような形に、状況になってしまうことから、国においても方向転換し、移住とは異なる関係人口として、人材をいわばシェアし、地域の人手不足の解消や消費による需要創出を図ろうというものでございます。

二地域居住コーディネーターにつきましては、全国に先駆けて本年度より設置したもので、その業務は、ＳＮＳによる情報の発信、相談業務、イベントの開催、短時間の仕事の切り抜きのほか、二地域居住者と地域とをつなぐ役割を担いますコミュニティマネジャーつきのシェアハウスの普及が主な内容となっております。

今後、国の補助金を活用した新たな関係人口に関する事業を検討しているかということでございます。

産業振興課といたしましては、二地域居住につきましては、引き続き二地域居住コーディネーター１名を配置する予定となっております。そのほか、二地域居住の推進や空き家活用

などの地域課題解決に取り組む法人を指定する制度といたしまして、特定居住支援法人という制度がありますが、市内外の３事業所の認定を行っており、これらの事業者にも協力いただきながら、地域課題解決のため二地域居住施策を推進してまいります。

デジタルノマド誘致につきましては、来年度、新たに地域おこし協力隊を１名配置し、海外デジタルノマドの受入れを強化いたします。二地域居住コーディネーターも地域おこし協力隊も、いずれも特別交付税による100％の措置がされているものでございます。

私からは以上です。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　私のほうからは、ふるさと納税に関してお答えいたします。

まず、令和７年度のふるさと納税の見込額についてですが、令和８年１月までの実績は件数で8,667件、金額で約４億3,000万円となっており、これに例年の２月、３月分の寄附額を想定して加えますと、令和７年度は４億5,000万円程度となる見込みでございます。

なお、今年度の特徴といたしまして、10月以降の制度改正によるポイント制度の廃止に伴いまして、ピークが例年の12月から９月にシフトしている状況でございます。

次に、プロポーザル実施の経緯及び結果についてですが、ふるさと納税寄附の増加に向けた方策としまして、返礼品充実とプロモーションの強化が重要として取り組んでいたところでございます。現行におきましても、サイトの運営事業者等から返礼品提供者事業者に対し、商品開発や商品ＰＲのサポートを受けておりますが、事業者の企業努力の範囲によるものでしたので、決して十分とは言い切れない状況と捉えております。

今回は、返礼品開発とプロモーション効果を、強化を明確に業務として追加し、寄附額の増額を図るため、令和８年度以降の中間事業者の選定をプロポーザル方式を用いて実施しております。プロポーザルは昨年11月から募集を開始し、５社の参加意向があり、審査の経過を得て、本年８月１日に株式会社パンクチュアルを優先交渉権者として選定し、随意契約を締結しております。この事業者につきましては、特に返礼品開発に強みを持ち、他の市町村でも大きな実績を上げております。また、下田市においても営業所を開設する予定と聞いており、市内返礼品事業者との親密な連携体制を構築し、本市においても返礼品開発で力を発揮していただけると期待しております。

今後の取組と目標についてですが、中間事業者となる新たな事業者と連携し、市内事業者と事業相談、市内の返礼品の現状分析、全国的な動向分析などにより、本市の方向性を明確にし、寄附額の増額に努めてまいります。目標の金額は、令和８年度当初予算では５億とし

ておりますが、新たな中間事業者が決まったことから、令和８年度を初年度とする行財政改革大綱及び公共計画の実行計画におきましては、令和６年度の実績が４億2,000万円としておりますが、そちらに対して、４割以上となります６億円を目標としているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　それでは、ここからは質問順に再質問させていただきたいと思います。

まず、フッ素塗布とフッ化物洗口は関連するため、まとめて質問いたします。

現在、就学前の４回の健診において歯科検診を実施し、希望者にはフッ素塗布を実施、併せて歯磨き指導や食生活指導も行っているということは分かりました。

フッ素塗布については、高濃度のフッ素を用いるため、より高い虫歯予防効果が期待できますが、それだけに実施できるのは歯科医師または歯科衛生士に限られるということです。虫歯のリスクが高い場合や、初期虫歯がある場合には、保険適用の対象となることもあるそうですが、予防のためには一般的に保険適用外とのことです。実際に就学後も学校現場でフッ素塗布を実施することは、教育課程や教職員の負担などを考えると厳しい面があると考えます。

その一方で、フッ化物洗口、以下、フッ素うがいと言わせていただきますが、これについては就学後も実施していただきたいと考えます。フッ素うがいはフッ素塗布と違い、濃度が薄く、歯科医師や歯科衛生士でなくても行うことができて、下田市においては現在、下田保育園、認定こども園、ひかり保育園、稲生沢こども園で実施されています。もちろん希望者に対してであり、希望されない場合は水で実施しているとのことです。全員ではありませんが、ほぼ希望されているそうです。様子を伺ったところ、子どもたちは上手にうがいができているとのことです。

そして、そのまま継続して就学後の小学校で実施しているのは、南伊豆町、河津町、東伊豆町であり、下田市、松崎町、西伊豆町では実施していないのが現状です。河津町を例にしますと、１、２年生に対して週１回、放課後に実施しているとのことです。現在は濃度が薄く、ペットボトルみたいな形になっている、出来上がっているものもあるそうです。

そこで質問いたします。

下田市で同じく、小学校１、２年生にフッ素うがいを行うとした場合、国や県の補助金があるかどうか。またない場合、年間１人当たりの負担額はどのぐらいになるか、分かりまし

たら教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　国や県の補助金があるか、小学１年生と２年生のフッ素洗口をした場合、行うとした場合に、国や県の補助金があるかというお尋ねと、それからないとした場合の１人当たりの負担額がどれぐらいになるかというお尋ねだったと思います。

まず、補助金については、ございます。国庫補助のメニューにあるものになりますけれども、やり方によってかかる事業費が変わってきますので、その対象になるもの等も、内容的に変わってくるところがあるわけですけども、フッ化物洗口のやり方も様々でございまして、現在実施しております保育所等と同じように、学校施設を会場といたしまして集団型で実施すると仮定した場合には、適正な濃度の容量で配布が可能な個別包装型の洗口剤を一人一人に配る方式、これが安全性や効果を確保することができまして、かつ、学校関係者の方には、最も御負担がかからない方法であるのだろうというふうに考えております。

この方式で、週１回のうがいの時間を設けていただくといたしますと、１人当たりの年間の金額は約4,000円と試算できます。また、虫歯予防のためのフッ化物洗口等の取組には、先ほど申し上げましたように国の補助メニューがございます。医療施設運営費等補助金というものになるんですが、フッ化物洗口で使用する洗口剤の経費を補助する制度となってございます。この補助制度を活用いたしますと、児童生徒さんのお一人当たりの年間の経費は数百円程度に抑えられると推計されます。

補助金がない場合の負担額ということでございましたけども、今現在、未就学児のほうについては保護者様の御負担がない形で実施してございます。そのやり方によって事業費が変わってきますけれども、なるべく御負担がないような形で実施ができたらいいなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。ありがとうございます。

人によって違いはあると思うんですが、歯が生え変わるのは一般的に６歳から12歳というふうに言われてます。その前からフッ素うがいを行っていれば、虫歯予防効果がより期待できるそうですので、下田市の小学校１、２年生頃までは実施していただきたいと考えます。保護者の方も、自分の子どものためなら多少の負担であれば希望するのではないかと考えます。できれば補助制度を活用していただきたいです。各家庭で行えばよいという考えもある

んですが、みんなで集団で習慣的に行うほうが実施率は下がらないとのことです。

実際、私なんですが、小学生の頃はかなり歯科医院にお世話になりまして、痛みを治すためでしたが、歯を削る機械の音が大変嫌いで、半泣きになりながら治療を受けました。今でもかなり銀歯などの治療の跡があります。歯科医師も、歯科医院には痛くてどうしようもなくなってから来るのではなくて、予防のために点検に来るようになってくれればとのことでした。それを聞いたときに、なるほど自動車の定期点検や車検と同じ考えだと思ったわけです。本来は一生自分の歯でというのが理想ですが、なかなかそうはいきません。ですが、できるだけ虫歯になるリスクを低くできたらと考えます。

そして、昨年の10月17日ですが、静岡県知事名で、静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部を改正する条例が公布されました。その第９条の中に、最も虫歯になりやすい幼児期及び学齢期において、科学的根拠に基づく虫歯予防対策を推進することというのがあったんですが、それが変わりましてフッ化物応用（虫歯の予防作用があるフッ化物を市民等に適切に作用させることを言う）等の科学的根拠に基づく虫歯予防対策を推進することと改正されました。はっきりと、虫歯予防にはフッ素が有効であると明記したわけです。

そういったことからも、先生方の負担をできるだけ軽減することも含めて、歯ブラシによる歯磨きと並行して、フッ素うがいの実施を学校側に働きかけていくことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人）　フッ素洗口は、薬事法で効果が認められておりまして、安全性も保証されておりまして、厚生労働省のほうも推奨しています。本市といたしましても、下田市第３次歯科口腔保健計画というのがございまして、これに基づいて、幅広い年代、年代に向けてフッ化物入りのうがい薬や歯磨き剤等の利用促進などの施策を進めているところでございます。

特に、虫歯になりやすいと言われる生え始めの永久歯にはフッ素洗口がエナメル質の強化に効果的であるということと、それから議員の御質問の中にもございましたけども、家庭環境によっては確実にうがいが実行できなくて、健康格差が生じる心配というのもございますので、私どもとしましても小学校で、小学校で集団型のフッ素洗口が実施できるということが望ましいというふうに考えております。令和６年度の県内他市町の状況といたしましては、35市中12市町が小学校でのフッ化物洗口を実施しております。先行する自治体の実施体制ですとか、方式、やり方を参考にして検討を進めてまいります。

また、議員の御意見もございましたけれども、学校の先生方の御負担が一番に心配されるということ。それから、そのほかにも様々な課題があるのではないかと推察されますので、保護者の方々の御理解をいただけるように、学校関係者等と十分に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　今のを踏まえてですけど、私は総務文教委員会として、各小学校へ学校訪問へ行っておりますが、それぞれの学校の教職員の方たちですね、話をしたりすると本当に子どもに対しての教育に熱心なんです。ですから、言えば協力していただけると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難所における歯ブラシの備蓄状況についてなんですが、なぜこの質問をしたかといいますと、先ほどのフッ素塗布やフッ素うがいについて、歯科医師の方々と話をした際、防災に関心がある私としては、災害時に重要なことは何ですかと質問したところ、避難所が開設された場合は歯ブラシセットがあったほうがよいとのことでした。一瞬なぜというふうに思ったんですが、その理由を聞いて、私は知らなかったんですが、歯磨きが不十分であったり、歯周病が進行している場合、口腔内に多くの細菌が繁殖し、それが誤嚥によって入り込む、肺に入り込むと誤嚥性肺炎を引き起こす原因となるそうです。特に、高齢者は気をつけなければならないとのことでした。日本人の死亡原因の上位にあるとも言われています。

避難所の備蓄品として、あれもこれもって言い出したら切りがないんですが、防災リュックなど持参できない状況も想定されるわけです。そのような中、災害関連死をできるだけ減らすためには歯ブラシセットが必要であると考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　避難所における衛生環境をどう保つかという、歯ブラシだけではなくて様々、トイレですとか、水ですとか、いろんな要因があると思うんですけれど、特に今歯ブラシということで議員から御指摘ありましたけれども、まず、先日カムチャッカのときに、急に揺れがない中での津波の情報があって、どういうふうに皆さん避難行動を取られるかというときに、今回課題が結構見つかったわけですけれども、確かにそういったときに防災リュック持ってこれないとかってことは想定し得ることだとは思います。通常揺れがあって、津波の情報が入ってるとかってことであれば、リュックを携行していただくことの啓発ってことは、市としてはまた今後別途またやっていきたいというふうには思いますし、

先ほどの災害関連死等々、あと衛生環境の充実といいますか確立というところで、歯ブラシのセットが例えば必要ということであれば、また検討といいますか、していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。お願いします。

次に、関係人口についてですが、デジタルノマド誘致に関してはだんだん軌道に乗ってきているものと感じています。昨年11月に実施した３つの講座は、大変ためになった、よかったとの声を聞いています。特に高校生にとっては、海外で仕事をしている方と交流できることは貴重な経験であると考えます。

また、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡ2025では、約１か月の期間中、日本人ですね、日本の方が62名、日本を除くアジア25名、ヨーロッパ15名、アメリカ大陸３名、オセアニア２名、中東２名で、合計109名のデジタルノマドの方々が下田に訪れました。全体の43.1％は海外からで、平均滞在日数は日本人3.3日、海外21.8日とのことです。また、再訪問率も約40％であり、それだけ下田市は評価が高いということです。かなりの経済効果も出ていると考えます。

今後、さらに下田に訪れるデジタルノマドが増えてくると宿泊施設などの受入れ体制の整備も必要になると考えます。人によっては、空き家を活用して利用してもらえばとの意見もあります。一方で、騒音で近所の迷惑になったり、ごみ出しなど、日本や下田市のルールを守れないようであれば来てもらいたくないという意見もあります。下田市としてはその辺りをどのように考えているのか、お伺いをします。お願いします。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　デジタルノマドの誘致につきましては、一方で生活ルールなどの地域トラブルに対する心配の声があることは認識してございます。そのような不安を少しでも払拭できるようしていきたいと考えております。

一口にノマドと言いましても、いろんなタイプの方がいらっしゃいまして、下田市では地域に関わりたいと、交流したいと、そういったノマドの方をターゲットとしております。これは、イベント名は、ＴＡＤＡＩＭＡ　ＳＨＩＭＯＤＡのただいまという言葉を使っているという部分でもちょっと分かると思うんですけれども、これは、ノマドの方とただいまと言

ってもらえるような関係性を構築したいというものでございます。このノマド誘致モデル、下田市のやってるノマド誘致モデルで、ノマドと地域コミュニティーをつなげる役割を果たしますコミュニティマネジャー、この方を中心とした受入れ体制を構築しているところでございます。コミュニティマネジャーを通じまして、地域のルール、地域との関わり方を共有、理解し、むしろ一緒に関わってもらうことで、このような心配されるトラブルが起こりにくい方を目指しているところでございます。

これらのことは、ノマドだけではなくて、二地域居住の方にも当てはめるものと考えていることから、いずれもコミュニティマネジャーと、こういったものを橋渡しとなる方を重視しているところでございます。今後も多くの関係者と連携しながら、受入れ環境の整備を推進していきたいと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。ありがとうございます。

他の地域でデジタルノマド誘致に力を入れようとする場合、最も苦労するのは、今言ったそういったルールなどを教えたりするコミュニティマネジャーの確保や育成だそうです。下田市にはその中心になる方がいます。そのほかに多くの人材がいることで、それが一番の強みであると考えます。

下田市のデジタルノマド誘致の活動には、鈴木康友静岡県知事も大変関心を持っておられ、昨年11月13日には移動知事室で下田を訪れた際、西本郷にありますデジタルノマドの活動拠点の一つであるＷＩＴＨ　Ａ　ＴＲＥＥに立ち寄り、関係者との懇談会を行いました。その中で、鈴木知事は下田市のデジタルノマド誘致を応援すると述べられました。

また、年が明けて１月９日に沼津市で行われた静岡銀行静岡経済研究所共催の新春講演会における八木稔静岡銀行頭取の講演の中でも、下田市のデジタルノマド誘致が話題に上がるなど、下田市は今注目されていると考えます。このよい流れをさらに広げていきたいと考えますので、協力体制の強化をお願いいたします。

また、二地域居住コーディネーターについては、業務内容と現状は理解いたしました。まだ始まったばかりで、これからという段階であると考えます。単年度契約ですが、新年度も引き続き１名配置予定とお聞きしましたが、それは現在の２名のうちの１名ということでよろしいですか、伺います。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　新年度につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在の２名のうちから１名を引き続き配置して、１名体制ということでやっていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。どちらの方でもね、安心して任せられると感じました。

デジタルノマドと同様に、下田にも詳しく、他地域にもつながりがある人材は大変ありがたい存在です。現在、介護分野ですね、人材不足が、不足が課題となっていますが、この二地域居住等の推進によって人、人材が確保できればありがたいですし、そのほかの分野においても同様です。関係人口増加や地域活性化につながりますので、さらなる推進に期待します。

そして、今後の新たな事業についてですが、先ほどおっしゃられた二地域居住コーディネーター１名と、あと地域おこし協力隊がありましたが、そのほかに何か検討している施策はありますか。よろしくお願いします。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　関係人口の関係といいますと、産業振興課だけではないんですけれども、ちょっと代表してお話のほうをさせていただきます。

現在、こちらについて具体的に予算化するという状況にあるものはないというふうに理解してございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　今回進めております公共経営改革の取組の中に、地域活性化プロジェクトの推進というのがございます。その一つの取組の中の項目として、国、県、関係団体が実施する支援制度の積極的な活用、活用の推進とありまして、既に今回産業振興が取り組んでおります地域おこし隊や二地域居住コーディネーターなどの活用と加えまして、集落支援の活用というのをもちろん明記されておりますので、様々な活用を考えていくことが企画課として調整していくことも必要かと思ってます。

また、ちょっとこれが直接関わるかどうかは分からないんですが、またふるさと住民制度というのも導入されるというところで、そういった直接の補助とかそういったことは具体的には分かりませんが、そういった連携も必要に応じて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。できれば、地域から要望があり、特別交付税措置を受けられるような制度がありましたら積極的に申請していただきたいと思います。

先ほどありましたように、以前から浜岡議員が提案されている集落支援員についても前向きな検討を求めます。お願いいたします。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　集落、都市集落支援員につきましては、どのようにどういうふうに活用してよろしいかという中でなかなかお答えできないところがあって、ちょっと申し訳なく思ってるところもございます。

この集落支援員という方は、やはり地域と行政をつなぐ重要な役目と捉えております。今回の二地域居住等々の役割を考えますと、やはり地域を知って行政も、のことを知って、かつ地域の方に人脈もあり、そうして人柄もよく、そういったスキルがとても重要と考えております。そういった意味で捉えますと、大西議員のような方がなっていただくと大変よろしいかと思いますが、今後の議員のシートとかもありますので、また今後の検討に当たっては考えていただければと思います。すみません。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　お褒めいただきありがとうございます。今言った、先ほど言いましたように、前向きな検討をぜひお願いします。期待しておりますんで、よろしくお願いします。

この件に関しては以上になります。

最後ですが、ふるさと納税についてですが、関連するため、まとめて再質問させていただきます。

令和７年度の寄附額見込みは前年度より若干の増加ということで、先ほどお聞きしました４億5,000万程度という想定であることは分かりました。やはり、５億円が一つの壁になっているのではないかと考えます。その５億を超え、６億円、７億円、さらにそれ以上と寄附額を伸ばしていくためには、先ほど答弁に今ありましたが返礼品の充実等、プロモーションの強化が重要であると考えます。このたびのプロポーザルによって選定されたパンクチュアルは、返礼品開発に強いだけではなくて、本来は地方創生を行う事業者でもありますので、大いに期待しているところです。

そこで質問いたします。

他の自治体では、返礼品開発や事業者との相談などを専属で行うふるさと納税推進課を設置している例もありますが、下田市ではどのような体制にする予定であるか、伺います。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　少なくとも、令和８年度、新年度におきましては現行の体制を維持することとなっております。

以上です。

○議長（中村　敦）　２番　大西將由議員。

○２番（大西將由）　分かりました。やはりほかの業務の合間で行うことは職員も難しいと考えますので、今後専属で行う職員または課ですね、を設置していただきたく、すぐにとは言わないですけれども、前向きな検討をお願いしたいと考えます。そうであれば、返礼品開発もスムーズに進むのではないかと考えます。その辺はよろしくお願いいたします。

通常、中間事業者が変更となった場合、システム変更や返礼品開発などに大体１年間ぐらいを要して、その結果が見え、売上げですね、納税の結果が見え始めるのは早くて２年目、または３年目というふうに言われておりますけれども、何とか８年度も現状の、現在の寄附額を維持して、９年度には成果が表れるようにしていくべきと考えます。そのためには市や事業者だけではなくて、もちろん生産する市民の協力も不可欠です。私も市内事業者を訪問する際には、ぜひ同行して一緒にお願いしていきたいと考えております。

ここまで、中間事業者が変わってここまでの体制になるので、約２年私の中では要しました。議員の任期も残り約１年です。できる限りその期間取り組んでまいりたいと思いますので、税収、寄附額の増加に向けてともに取り組んでいきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。これは要望です。

以上で終わります。

○議長（中村　敦）　これをもって、２番　大西將由議員の一般質問を終わります。

次は質問順位３番、１、子どものための「通園バス保育料・給食費」の無料化について。２、稲生沢川河口及び下田港内の放置船の撤去について。３、下田高校南伊豆分校2029年度閉校ではなく、存続と充実を求めて。

以上３件について、12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信）　日本共産党の沢登英信です。議長に御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、子どものための「通園バス保育料・給食費」の無料化についてでございますが、日本国憲法第26条では、義務教育はこれを無償とすると定められています。ところが、実際には給食費のほかにドリルなどの副教材費や積立てなど、様々な負担が必要となります。学校給食は、単なる食事の提供ではなく、教育の一環として提供されております。義務教育の無償化に向けました第一歩として、給食費の無料化について、市長及び教育長の所見をまずお尋ねをしたいと思います。

文部科学省が調査した子供の学習費は、学校に関わるものだけで、小学生が年間10万円ほど、中学生が17万円ほどとされております。その中で、全国平均の給食費は小学生が月の負担で11か月、休みが１か月ございますので、小学生が５万1,568円、中学生が５万9,037円でございます。下田市では小学生が年間４万6,200円、月額で4,200円でございますが、中学生は５万5,000円、月額で5,000円となっております。また、先生方は年間８万5,000円ほど支出をされているのではないかと思います。全ての子供がひとしく学ぶ権利を保障し、子供が安心して学べる環境をぜひともつくっていただきたいと思います。憲法で定められておりますように、ぜひともその第一歩として、当市におきましても給食費の無料化を実現をしていただきたいと思うところでございます。

次に、稲生沢川河口及び下田港内の放置船の撤去についてお尋ねをしたいと思います。

下田市議会において令和６年９月26日、稲生沢川河口及び下田港内の不法係留船の撤去を求める意見書が採択されております。その後、令和７年７月26日、100トンクラスの第三十八福吉丸、大型のキンメ船が所有者により撤去がされました。この件は土屋仁議員も質問していた、報告したところかと思いますが、また沈没船の第八十八海幸丸、約7.9トンクラスのものかと思いますが、これも所有者が撤去しました。県の担当職員をはじめ、関係者の努力に感謝をしたいと思いますが、しかし、現実はなお第一光徳丸、沈没船と精晃丸、第八庄福丸、さらに第二十一廣漁丸や浜島三和丸に第十六正福丸と、６隻の放置船が今なお放置されている現状であろうかと思います。

そこで、当下田市としてどのようにこの問題を解決しようとしているのか、お尋ねをまずしたいと思います。

2025年３月31日発表されました南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会の報告書におきましても、狼煙崎沖に31メートルの高さの津波が押し寄せるとされているわけでございます。大型船が津波によって凶器となり、町なみやみなと橋や新下田橋、人魚橋が壊されないような対策が必要かと思うわけでございます。

次に、新下田橋上流から河口にかけまして、500メートルの間に両岸に漁船が70隻ほど係留されており、プレジャーボートが180隻ほどあると。そして、そのうち放置船として疑わしい船は31艘あると県のほうでは把握をしているようでございます。これも、防災上早急に解決が求められる課題であろうかと思います。

令和８年２月13日の伊豆新聞では、外防波堤完成2035年、いわゆる５年遅れだという記事が、国交省からその事業評価をした記事が出されております。そして、この記事と併せまして、静岡県はボートパークの説明をしているということが報道されております。これらはすみません、ちょっと画面に出していただけますか。

外防波堤、これは沈船の図面で、これともう一つ、これは県のボートパークの説明の図面でございます。いわゆる毘沙子島のところに一定の堤防を、防波堤をつくってそこにボートを70隻ほど係留をさせると、こういう案が、この審議がされているということでございますが、これは令和７年度の下田港港湾対策協議会の協議資料の中の一部の図面でございます。

こういうことでございますので、まどが浜公園から毘沙子島にかけてのプレジャーボートの泊地として、この200メートルの堤防をつくるというような案となっているわけで、まさに私は避難港としての機能を狭め、港内を人工化する計画というものにはやはり大きな疑問を投げかけざるを得ないと思うわけであります。土屋さんは推進せよというようなお考えのようでございますが、海を埋め立ててそれぞれ人工物をつくっていくということは、やはり考えもの、自然を守るという観点からいきましても十分注意をして考えなければならない課題では、私はないかと思うわけであります。

そして、慣習として、下田港の両岸にそれぞれ漁船やプレジャーボートがあるというのが現状でございますので、70隻のこういう施設をつくれば問題が解決するというような保証はどこにもないという具合に私は思うわけでございますが、当局はどのようにこのような案を、県の案をお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思うところでございます。

次に、下田高校南伊豆分校、2029年度末閉校ではなく、存続と充実を求めてまいりたいと思います。その観点から質問をさせていただきます。

静岡県の教育委員会は、賀茂地区の下田、松崎、稲取の県立３高等学校を2028年度から１校として機能させるキャンパス制にすると言っているわけであります。そして、下田高校を本校として、松崎高校と稲取高校を１クラスの分校とする。現在、１クラスは40人定員ということで、想定がされているんではないかと思うところでございます。

下田高校南伊豆分校は、2029年度末をもって閉校とする、下田高校の定時制、26人ほど、

先日も伊豆新聞で卒業生の記事が出ていたかと思いますが、これを夜間から中間に移行する方針を昨年11月の５日、公表がされているところでございます。

公表に当たりまして、南伊豆町長と教育長には令和７年10月７日、下田市長と下田市の教育長には10月17日、渡辺南伊豆分校の同窓会長には10月29日に昨年のですね、県教育委員会の担当者が出向いていらして説明があったというようなことが、さきの議会で説明を受けたところでございます。しかし、市長や教育長や校長等が知らせてあればよいというようなことで済まされる課題では、私はないと思うわけであります。高校の在り方は多くの住民に知っていただき、その意見をもって行政を進めるべき課題と考えていますが、私は考えますが、市長、教育長はどのようにお考えでしょうか。説明を受けたから、このまま県に実施してもらえばいいんだと、こういう姿勢ではないように、やはり市民の要求がどこにあって、どうしたら存続できるのかと、こういう観点から、所見をまずお尋ねをしたいと思うわけでございます。

次に、２点目としまして、県立高校の在り方に関わる賀茂地区地域協議会は第１回2022年７月３日、第４回を2023年８月４日で、県の教育長は、渡辺同窓会長の発言を見ますと、この地域の高校の統廃合を考えているものではないと、再三この協議会の中で答弁をしているということが報告しているところでございますが、なぜこの時期に協議も相談もなく、突然の公表となったのかと。

これは県に聞けと言われるかもしれませんけども、この協議、地域協議会に出ている首長さん、教育長としてどのような説明を受けているのかと、受けてないであればやはりきっちりした説明を、しかるべき形で説明をしていただくということが必要ではないかと思うわけでございます。

そして、現在南伊豆分校の全校生徒は64人だそうですが、そのうちの40人が下田市の出身者であると言われております。まさにこの下田・賀茂地域の問題として捉えなければならない課題であると。この地域の高等教育をいかにして守っていくのかと、いかにして下田・賀茂地区を活性化し、専属させていき、後継者を育てていくのかという、まちづくりの大きな課題の柱となるものと思うわけでございますが、市長の見解を再度お尋ねをしたいと思うわけでございます。

３点目としまして、県立浜松湖北高等学校佐久間分校は、入学者2024年に11名、2025年に13人であっても、これは県が15人以下の入学者が２年以上続いたら、その学校は閉校にしていきますよという、こういう基準を設けているようでございますが、その基準を下回ってい

るわけであります。にもかかわらず、学びの場が失われることは地域の存続に関わる問題と中野祐介市長さんが捉えまして、遠方入学者の下宿も確保して、そういう努力の下に県は存続を決めたと報道がされているところでございます。

南伊豆分校についても、同様の検討をぜひともしていただきたいと私は考えるものでございますが、このような事例につきましても、市長の所見と御指導をぜひともいただきたいと存ずるところでございます。

４点目として、存続と充実を求めて。

単に存続するだけではなくて、地域創生が求められている中で、この過疎地域から高等学校を閉校することは過疎化を加速させ、農業を切り捨て、国土の荒廃を招くことにつながってまいろうかと思うわけでございます。普通科、理数科、園芸科だけでなく、地域に根差した、例えばグリーンアグリコース、かんきつやカキ、あるいは野菜や六次産業、また海に面している伊豆半島でございますので、海洋フィールド学のコース、近海漁業や水産業や海洋学、あるいは地域文化、観光地としてのコース等も歴史民俗企画やいろんな形での地域の高等教育を進めていくということが必要かと思うわけです。これらのものが全てできる、すぐにできるとは思えませんが、やはり単なる存続だけではなくて、この地域になくてはならない高等学校、高等教育として、県・市を挙げて育てていくというようなことが私は必要ではないかと思うわけでございますが、教育長及び市長の見解をお尋ねをしたいと思うわけでございます。

以上をもちまして、趣旨質問を終わらせていただきます。

○議長（中村　敦）　質問者にお尋ねします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

○12番（沢登英信）　はい。

○議長（中村　敦）　11時15分まで休憩します。

午前11時03分休憩

――――――――――――

午前11時15分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎）　私からは、質問の３番の南伊豆分校についてお答え申し上げますが、その前に一言申し上げたいと思います。

沢登議員の今回の質問３点ございますが、そのうちの１つ目は、市内の義務教育に関わることでございますので、これに対しては当然私がしっかりと答えたい、私たちとしてしっかり答えたいと思います。

一方で、残りの２番、３番については、法に基づく本来管理者がいますので、本来は市が主体的に動くものではありません。これは沢登議員も理解した上でおっしゃってると思いますが、だからといって下田市が関与しないという姿勢を取ることはもちろん適切でないと思っています。私たちは必要な対応をしっかりとしていく、これがあるべき姿であろうかと思います。

例えば、市議会として議会が直接働きかけを行っている場合もございます。ここにいらっしゃる議員の皆さんの多くの方が、わざわざ名古屋まで伊豆縦貫道の要望したり、あるいは全国、失礼、東京でやる大きな大会のときには、市議会のほぼ全員の方に東京までわざわざおいでいただいています。これは私が伊豆縦貫道の期成同盟会の副会長やってる関係で、要望書を読み上げる。要望書を読み上げた後、その場に下田市議団が来ていますと言って、ほかの自治体とは違って、下田市議団が大勢で一斉に立ち上がって、そこで国交省の幹部に向かって、よろしくお願いしますって声をそろえて訴えるわけです。

こうしたことをしっかり御支援していただいてるということを考えますと、これらに対して、何でしたら県のほうに沢登議員が訴えても、私は別によろしかろうと、議員の活動として、そういうことをちょっと申し上げたいと思います。

浜松の市長が取組をして、それは功を成したようでございますが、もちろん要望したからすぐ変わったわけではなく、様々な複雑な理由で検討して判断したんでは、であろうというふうに考えております。南伊豆分校の今般の閉校については、12月議会でもお答えしたとおりでございまして、県としての苦渋の決断だったと思うと同時に、個人的には非常に残念なというふうに感じております。

南伊豆町が、その後その存続に向けた活動をいろいろやっているということを見聞きしておりまして、さらに今般のこの春の分校の入学試験の志願者数、これを見ましても、こういうことを考えますと、やはり若干検討する余地があるんじゃないかというふうに私も考えております。今後、賀茂地域のほかのまちの、南伊豆町を含むほかのまちの御意見も伺って、地域の課題として問題を整理して、それで方向性を共有するってことも大切ではないかというふうに感じているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村　敦）　教育長。

○教育長（山田貞己）　私からも、南伊豆分校に関連したことでお話し申し上げたいと思います。

令和４年度から県立高等学校在り方に係る地域協議会、これが開催されています。これは議員も御承知のとおりで、前回も私申し述べました。グランドデザインが発案される令和６年度末まで、５回ほど開催されていると思います。そのときの構成員は、県教育長をはじめ教育監、教育部長、賀茂地域の首長さん、それから各町の教育長、私含め教育長と高校教育課、各高等学校長、これ賀茂地域内の高等学校長、それから同窓会長、中高のＰＴＡの会長、賀茂地区内の中学校長など総勢36名、37名、38名、それくらいの構成の人員がおりました。

その中で議論されて意見交換をしてきているということでした、ということでしたけども、意見交換をしてきました。同窓会長や首長の意見や要望は受け止めつつ、協議は進められていたという印象が私には出席していてあります。

池上教育長からは、会の冒頭、再編ありきではありませんと、決して再編ありきではありません、白紙から議論してまいりたいと思いますという旨の話が繰り返されていたと、私のほうは記憶しております。それを基にいろいろ意見が交わされて、それを県教委のほうが持ち帰って、その後の経過については私詳細は知ることありませんので、それ以上のことは申し上げることはできませんけれども。

それから、沢登議員がおっしゃる普通科や園芸科だけではなくということについては、私も全く同感でございます。これからのキャンパス制の高等学校を維持存続していく際、賀茂地域の特色を生かすことは非常に重要であるというふうに考えております。農業に限ってもこれまでの農業の在り方と、これから10年先、20年先の農業の在り方は大きく変容していくこと、これは想像に難くありません。林業ですとか漁業に関しましても同様でありまして、また、賀茂地域では観光・サービス業、そういった第三次産業についても重要だというふうに認識しています。

このことは昨年の議会でも申し上げましたけれども、これからは、県の教育委員会と議論していく中で要望していく、また市町教育委員会のほか、地域の皆さんの思いを伝えていくことも必要であるというふうに考えております。

保育料、給食費等具体的につきましては担当課長のほうから申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　私から、学校給食費の無償化の関係に関しまして答弁をさせていただきます。

まず、学校給食につきましては、やはり教育活動の一環であり重要な役割を担っております。ただ、給食費は学校給食法に基づきまして、食材料費は保護者負担が原則とされている状況となっております。本市も法の趣旨に沿って徴収しておりますが、令和８年度からは、国の給食費負担軽減交付金を活用し、小学生の給食費につきましては無料というふうにいたします。

なお、義務教育の無償は授業料不徴収を基本とするものでありまして、給食費については無料化が義務づけられているものではないと認識しております。

今後、中学生に対する給食費の無償化につきましては、やはり財源の確保も踏まえて、慎重にしっかり検討はしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

私からは以上です。

○議長（中村　敦）　建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁）　私からは、稲生沢川河口及び下田港内の放置船の撤去に関連する６隻の放置船、放置艇等への市の考え、外防波堤及びボートパークへの市の関わり方についてお答え申し上げます。

稲生沢川河口部に位置する大型の放置船・沈没船８隻につきましては、所有者の全員が撤去の意思を示しているものの、撤去に要する多額の費用が工面できない等の理由から、10年以上にわたって放置され、撤去が進まない状況であったと聞いております。その中で県は、従来の所有者個人との交渉から地域全体の課題として、所有者の所属企業や漁協など組織的に対応する関係を構築することで、議員御指摘のとおり、今年度になって２隻の撤去が実現できたものと認識しております。

市といたしましても、残る６隻の撤去に向けて、県が進める撤去に向けた交渉調整に協力してまいります。

次に、みなと橋から河口までの漁船とプレジャーボート等につきましては、航路をふさぎ、津波被害の増長を招く懸念もあることから、市においても重要な課題と捉えております。この対応につきましては、関係機関等で構成する賀茂地域水域利用推進調整会議下田部会において議論を進め、県が新たな係留施設となるボートパークをまどが浜海遊公園前で整備していくこととなっております。

市といたしましても、ボートパークの整備実現に向けて、漁協など関係者と連携して協力

してまいります。

次に、外防波堤及びボートパークへの市の関わり方につきましては、先ほどの質問への回答と重複する部分もございますが、いずれの事業も本市の防災上非常に重要な事業であると認識しております。そのため、下田港港湾対策協議会及び賀茂地域水域利用推進調整会議下田部会の中で協議を重ね、関係者が連携した取組を進めてまいります。

また、外防波堤につきましては、市といたしましても引き続き国に対し早期完成の要望も行ってまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　それでは、趣旨質問の順ごとに個別に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、この子どもの。

○議長（中村　敦）　沢登議員、マイク近づけてください。

○12番（沢登英信）　子どものための給食費でございますが、その実態がどうなっているのかと、憲法で定められている以上、法律で定めたことは憲法以上の定めであるというようなことには当然ならないと思うわけであります。法律は憲法に基づいて、それを実施をしていくという、そういう関係にあろうかと思うわけであります。法律のほうが憲法の趣旨に従っているという状態でありますので、各地域で県内でも静岡におきましても、また東京都内におきましても、学校給食の無料化が、法がどうあろうと現実的に実施がされているという、こういう事態に相なっていようかと思うわけです。その根拠はどこにあるかと言えば、日本国憲法のこの26条にあるんだと、こういう理解を、ぜひとも市職員としてきっちりと理解をしていただきたいと、まずお願いをしたいと思うわけであります。

そうしますと、現状で、中学校で昨年の予算の父兄の負担を見ますと3,518万、そして中学校で7,441万2,000円の食材費を支出をしているという形になっているかと思うわけであります。今年度の予算を見ますと、小学校の給食費が689万円、そして中学校の給食費が2,150万5,000円ですので、中学校のほうには補助がないけども、小学校については、先ほどの御答弁のような補助金がここに支出されてるということで、3,000万ほどの支出があるのかということが予算上は出てこようかと思いますが、ここの数字はまずどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

そして、このやはり、やがて国の制度として、給食費が無料になるということを待つので

はなくて、下田市のやはり今日の少子化の中で、子育てしやすいまちをしていくということの大きな柱の一つの政策に、ぜひともしていただきたいと思うわけでございます。そういう点で、この点をまずお尋ねをしたいと思います。

それから、通園バスにつきましては現在、私が当初４年ほど前に調べたときには50万ほどの費用が必要で、予算が必要であると考えましたが、ガソリン代分を父兄に負担をしていただくんだということでございますが、これも本当に僅かな10万、あるいは十数万程度の費用でガソリン代は実現ができるという、こういう内容のものではないかと思いますので、新年度予算を含めてどうなっているのか、どういう考え方をしているのか、お尋ねをしたいと。通園バスの無料化というのは、すぐ実現できるのではないかと思うわけでございます。

そして、保育料のほうは皆さん御案内のようにこども家庭庁ができて、幼児教育・保育の無償化ということで、この３歳から５歳までの３年間、全ての子どもたちの利用料が無償になると、高校の授業料が無償になってまいりますと同じように、令和元年の10月頃だったですか、から実施を、国のほうはそういう制度になっていようかと思いますが、下田市の現状はどうなっているのかと。０歳から２歳までの期間の子どもたちの住民税非課税の子どもたちにはこれも無償化するということで、国が定めているところかと思いますが、このような実態はどうなっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村　敦）　学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳）　ありがとうございます。

まず学校給食費、言われたように、小学生のほうに関しては交付金を活用するものですから、その分は徴収をしないという形で、こちらに載っている分は先生方の分というふうに御理解していただければと思います。

中学生のほうは生徒さんの分と先生方の分で計上しておりますが、その生徒さんの分に関しましては、物価高騰の交付金を昨年度、今年度同様使いますので、要は令和３年度のときからの据置きの価格での請求ということで、徴収をするということで、先ほど沢登議員がおっしゃったように、金額は同じ金額で据え置いてということで、年間５万5,000円という形での徴収を予定をしているというような状況になっています。

今後、中学生の部分に関してもというところではありますが、ちょっとそこまでは今回、小学生の分だけを見て。ただ、これも国のほうの交付金で満額賄えるわけではないんですが、今日の新聞報道によると、長泉町さんなんかはその差額が多いので、令和８年度に関しては無償化するけど、今後はどうなるか分からないみたいな書き方があったかと思いますが、下

田の場合はちょっと賄い材料費もちょっとかなり頑張って抑えてる部分もありますので、ほぼ同額になっています。要は１人当たり5,200円の交付金なんですが、若干年間にも合わせて十数万の差額分しかないものですから、そこはちょっと物価高騰を当てられるのか、一般財源のほうで賄えるという形で今回全て無償化、保護者のほうには負担をしないという形での新年度予算計上にさせていただいておるのが現状となっております。

バスのほうの利用に関しましては、確かに運行費、委託のほうだとかは1,300万ほどかかってはいるんですが、先ほど沢登議員がおっしゃるように、保護者のほうには燃料費代ぐらいというような考え方でもあるんですが、一番の要因としては、もともと認定こども園の園を始めたときは、このバスの利用が76名という利用で、次の年、平成26年ぐらい、27年がピークで81名という利用でした。こちらは要因として、幼稚園部がやはり80名近くおりまして、その児童が利用していたというようなところからのスタート、ちょっと当時話を聞くともうバスの利用も待っていた保護者の方もいたような、目いっぱい乗っていたというような状況だったというふうに聞いています。

それが、現状では幼稚園部が12名、それで実際に利用しているのが現在８名という状況になっておりますので、やはりちょっともう保護者自体が、幼稚園部からもう保育園、もう働いているお母さんたちになって、バスの保護者意向も変わりまして、通園バスの役割自体がもうちょっと違うのかなというところでの見直しの時期に入っているという理解の下で、やはりちょっと保護者のほうと相談をさせていただいて、確かに財政的にもあるんですが、そういう利用の状況を踏まえて検討し始めているというのが現状となっております。

また、あと保育料の関係ですと、こちらはやはりこちらも法のほうで子ども・子育て支援法に基づいて、支援のほうの金額のほうは準じているような状況です。要は、所得に応じて段階が決められていますので、そういう中で国のほうに準じて、第２子だったら半額、第３子の場合は無料とかという、そちらのほうに準じているというような状況にはなっています。

ただ、私自身もこの国のほうの無償化だとか各市町さんの無償化の動きがいろいろ子育てに関しては非常に多くなっていますので、ちょっとその辺の国の動きも注視をしながら、今後やはり検討していくべきことかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　ぜひとも無償化に向けて、より一層の努力をお願いをしたいと思います。

そしてやはり、小学校の給食費の68万9,000円は先生方の分だということが分かりました

けども、ぜひともそういう意味では先ほど大西議員が、フッ素洗口の、給食の後には当然歯を磨くと、洗うと、あるいは洗口すると、先生の負担が大変でというようなこともあるのかもしれませんけども、やはり給食の、食事が一つの人格形成の教育の一件だったことになれば、歯の健康を守って、小学校の永久歯が生える世代にフッ素洗口していただくということも必要なことかと思いますので、併せてお願いをしておきたいと思います。

次に、稲生沢川河口の、失礼しました、それで言い忘れましたが、68万9,000円の先生の分は、ごめんなさい。689万円については、やはり先生に負担を求めるというよりも、教育の一環として、この費用も市が負担をしていくというような、そういう方向を御検討いただきたいと思うわけでございます。

それから、稲生沢川河口及び下田港の放置船の撤去についてに移らせていただきたいと思いますが、先ほど二十一廣漁丸につきまして、これはキンメ船の廣漁丸さんでありまして、同じ名称のカツオ船のｷﾝﾕｳ丸もあるということで、誤解がないように、別の船である、所有者も別人であるということを申し添えておきたいと思います。

それで、やはりこの問題は大きな課題でありまして、単に協議会や課長さんに任せておけばいいというような課題ではないんじゃないかと思うわけです。これこそまちを挙げて、防災の観点からも、漁船等の船舶の通行の観点からも早急に解決を図るべき課題ではないかと思うわけです。

この一番、川の中ほどにあります精晃丸と第八庄福丸につきましては、この２隻の船は古い船として、売るためにここに係留をしているんだと、こういうことのようですね、実態はどうなっているのか。そして第二十一廣漁丸と第十九正福丸は所有者があるということのようでございますが、第一光徳丸も沈船している船も、これらはやはり浜島の三和も所有者があるとは言いながら、清算段階っていいますか、倒産してる会社が持っている船ではないかというような思いがするんですが、そこら辺の調査はどういう具合になっているのかと、所有者が明確にあるということを県のほうが言ってらっしゃるんだろうと思うんですが、やはりこれを解決するということはやはり県に任せずに、この課題がどうなっているかということをきっちりとまずもって調べるということが、私は必要ではないかと思うわけです。

でも10年、十数年県の言ってることも十数年これらが放置されているということで、昨年議会でも意見書を出して、大きな解決のための枠組みが少しずつ進んでいるということにはなっていようかと思いますが、やはりこの課題から考えますと、それだけでは不十分ではないかということと、それからもう一つの観点は、県がこの問題を解決するために、このボー

トパークの70隻のたまり場といいますか、そういうものを毘沙子と、毘沙子島のところにつくるんだというのにかけて、このような方式は私は先ほど言いましたように、現在がどうなっているのかと、それは河川の両側に止めてあるということでございますので、それが悪いとかいいとかってこともありますけど、一つのやはり慣習のものとして、当然そういう形で河川を利用するということも私は必要ではないかと思うわけです。川にあったものを、港の海のほうに持っていけばいいんだというようなこういう発想は、まさにいかがなものかと思うわけです。

川に停泊してある船というのはそれは川に停泊する必要があって、長い間そういう形の慣習で守られてきたということがあるわけですので、そこに不都合があるならどういうルールをつくって、河川の停泊をしていくかということが私は必要だと思うわけです。70隻の泊地をつくれば、この放置船が解決するという根拠はどこにあるのかと、この点をぜひとも副市長さんからのお答えをいただきたいと私は思うわけで、市長及び副市長からの御返答をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　せっかく御指名いただいたので、私からちょっと申し上げたいと思います。

今、沢登議員は一つ勘違いなさってるんで、これは訂正したほうがいいかなと思って申し上げます。河川法という法律がありまして、稲生沢川は河川法の河川区域になってるわけですけども、みなと橋から河口にかけては、港湾法の港湾にもなってるんですね。それで川っぷちのところ、あそこ、呼び名としては大川端というふうに通称で言われている。あそこは港湾機能としての物揚げ場になっているわけなんですね、道路じゃないわけです。道路はその物揚げ場の手前までであって、物揚げ場というところは柱を川の中に突き立てて、その上にパネルをパタパタパタパタって乗っけて、それで、そこから荷揚げができるようにしている。つまり港湾機能をそこは担っているわけなんですね。ですから、そこに止まっている船が必ずしも直ちに違法ということにはならないわけです。

ただ一方で、例えば放置しっ放しの船があるとか、もう使わないのが明らかに見える、つまり沈没しかかっている船、これらについては適切にやっぱり処分を、本来である所有者がやっぱりやっていただくと、そこを土木事務所が力を入れているところでございまして、それについて、私も昔はそこにいた人間ですので、県庁も含めて、いろいろと御相談に乗っていただいているところでございます。

下田市として、あれがいいというふうに思ってるわけではなく、様々な会議体、協議体ございますので、その中で県と進捗管理をしながら、あれを１つずつ整理をしてるところでございまして、議員がおっしゃったとおり、あそこから撤去したものもあれば、また新しく来るという船もあって、なかなか厳しい問題でございますけれども、引き続きあれは重要事項として取り組む所存でございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　副市長。

○副市長（髙野茂章）　最初に、まどが浜公園前にこのボートパークの位置を決めた経緯でございますが、これは県のほうで、６地区の候補地を上げていただいて、賀茂地域水域利用調整会議ですね、漁協をはじめ港湾を使ってる団体等全部含めまして、反対者もいなく、ここを第１候補地として令和７年の２月に候補地として決定したところでございます。

それで、あとボートパークをつくれば解決するのかという御質問なんですが、漁船については、今市長が言ったとおり物揚げ場がありますので、ボートパークのほうには行きません。プレジャーボートがみんな新しいボートパーク整備のほうに行きまして、下田漁協の所属の船については、現在の河口のほうにいて物揚げ場を使用して使うということになっておりますので、その辺については何ら問題がないというふうに聞いております。

先ほど、当初の質問でありましたけども、まだボートパークの構造もまだ全然決まっておりませんで、県としては令和８年度に整備計画を立てたいということでございますので、それをもってまた今年の３月に賀茂地域水域利用調整会議が今月23日に予定されておりますので、また協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　その会議の中で、漁協を含めて反対者もいなかったと、非常にそういう意味では私は残念だと思うわけです。埋立てをしてきて、角石の埋立てをしてきて、この下田の港湾の海を埋め立ててきて、形態が変わってきているわけですね。それは現在はそれなりの利用をされて、それなりの評価をしていかなきゃならないという側面もあろうかと思いますが、全く問題の立て方が別ではないかと思うわけです。

毘沙子島のところに70艘の船の係留場所をつくれば、放置船の、プレジャーボートの放置船が解決すると、キンメ船の放置船がそんなものをつくったって解決しないのは明らかで、県が言ってるのはそういう意味じゃなくて、プレジャーボートの解決がそれで対応できるん

だと、そしてさらにそこで利益を上げるために民間に経営をさせるんだと、こういうことを話し合っているんではないんですか。

だからそうだとすれば、私が質問しているのは、そういう場所をつくればプレジャーボートの放置船がなくなるというような根拠はどこにあるんだと、そんなものないんじゃないかと、今放置されているものの事情をきっちり調べて、何で放置されているのか、何でそこにあってはまずいのか、あってもいいもんであれば、そこに係留させる手続を取ってもらうというようなことが、県にやってもらうってことが必要ではないのかと。まさにこの、プレジャーボートを理由にして70艘の停泊地をつくるんだということは、問題の立て方がおかしいし、課題の内容をすり替えているんじゃないかって私は思うわけです。

今、計画段階だということであれば、なおさらそういう観点からの疑問に計画者がどう答えられるのかと、県がどう答えるのかと、あるいは漁協がどう答えるのかと、こういう観点からのチェックをぜひとも担当者としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁）　まず、私、担当の課長のほうからまず答弁させていただきます。

下田港の課題なんですけれども、現在の放置艇の状況が生まれている理由としては、そもそも下田港では係留施設が不足していることから、防災や景観、利用上の観点からも、これが大きな課題で放置艇等を生んでる原因の主な要因となっております。

その中で、この放置艇の問題をどうしていくかということで、県のほうでは３つの取組を、方針を掲げております。撤去を進める船舶、まず１点目は撤去を進める船舶、これが最優先事項として取り組んでいくと伺っております。これは沈廃船や未利用船の漁船、プレジャーボートを含めた撤去を進める船舶は、県だけでなく、漁協や関係団体と連携して、所有者に対して撤去に向けた指導交渉を進めていく、これが、最優先事項です。

次に２点目として、係留許可に向けて調整を進める船舶、こちらのほうを、まず伊豆漁協に所属しない船舶とか、地域に関わりある船舶、こういったものを係留許可対象とするか、そういったものを漁業関係者と協議して、係留に向けた調整を進めていくというのが２点目。

３点目として、将来ボートパークに移動する船舶、これが現在下田港を利用しているプレジャーボートになります。

沢登議員御指摘のとおり、実態調査というのは現在も行っております。県のほうで行っていると伺っております。その実態調査を今後も継続して行って、利用実態を明確にした上で、ボートパークがまだできるまでも、まだ時間がまだかなりかかりますので、そういった暫定

係留許可に向けた調整を、漁協や様々な港湾の関係者と進めていきながら、適正な係留に向けた対応をしていくと伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　副市長。

○副市長（髙野茂章）　ただいま建設課長が答弁したように、県のほうも航行についてはもう係留許可を取るということで、全てプレジャーボート、漁船、漁船につきましても、伊豆漁協が主体となって漁船についても全て許可制を取るということになっております。プレジャーボートも所有者が判明次第、全て許可制となり、新たな所有者不明の船がないようにということで、県のほうも今動いているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　たしか、鈴木康友県知事がお見えになったときに、現場も見ていただいて、議員の皆さんが、土屋さんをはじめ御案内をしてみていただいたと思うんです。これらは解決しなければならないということで、清算段階にあるようなものは県が一定の費用を出しても早急に解決をするというようなお話もあったというようなことももれ聞いておりますので、ぜひともきっちりした体制を取っていただきたいと。プレジャーボートについての許可制をするんだということであれば、やはりそういうことができるような体制をどうつくるのかと、県の今の土木事務所の体制を私なりに見た限りでは、それらのことが十分できるような県職員の体制になっていないと、具合に思うわけです。

ですから、やはりきっちりした県としての体制も取り、協力もしていただいて、下田としても協力をしていただいて、進めていっていただきたいと思うところでございます。ぜひともそういう観点から、県と協力体制、言うべきことはきっちり言って体制を取っていただくということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁）　この下田港を適正に管理する団体として、先ほどから答弁しているとおり、賀茂地域水域利用推進調整会議下田部会というものがございます。こちらにつきましては、下田港を管轄する県が事務局なんですけれども、その会長は当市の副市長が会長をしております。そういった関係から、県と市が両輪となって、しっかりと対策はこれまでも、これからもより一層進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　最後に、やはりこれらの問題はいつを目標にして、どういう手だてで解決できるんだと、こういう解決のためのプログラムというんでしょうか、展望をきっちりと指し示してできませんと、ただ質問した、ただ答弁したということで終わってしまうと、その結果が10年間も放置されてきたと。そのうちのたった、今日２隻については解決を見たということで、その点は評価すべき点もあろうかと思うわけですが、ただ、所有者の善意のみに従っているということではいつまでたっても、また10年も同じようなことが続くんではないかという、こういうことが払拭できないと思うわけです。

ぜひともそういう意味では、この質問が終われば終わったということではなくて、政策会議でもきっちり議論をしていただいて、県にどういう展望でどういう方向をすればこの問題が何年後には解決できるんだよと、こういうプログラムをぜひとも計画をつくっていただいて、取り組んでいただきたいと、こういう具合に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　副市長。

○副市長（髙野茂章）　県の沈廃船の撤去につきましては、市のほうも全面的に協力をしてまいりたいと思っているところでございます。また、水域利用調整会議で、港湾利用者のほうも、県の体制について皆様の協力体制をしていくということで、意見は、協議をされているところでございます。

沈廃船のそのロードマップ、計画ですけども、やはり相手がいることですので用地交渉と一緒ですね、何年までにどこまでできるかというのはちょっと難しいところがありますが、協力体制は惜しまないで進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　やはり、ここに許可なくキンメ船等が放置されてるということは、やはり法的に考えても違法なことだと思うんです。違法なことがそのままかり通れば、道理が引っ込んでしまうわけですね、状態が。こういう状態がもう10年も続いてきて、さらにまた10年も続くというようなことがやっぱりあっては、私はいけないと思うわけです。なかなか解決が難しい問題とはいいながら、できないことではないと思いますので、ぜひとも御検討、努力をいただきたいと思います。

次に、南校分校の閉校と存続と充実を求めての課題に移りたいと思います。

今、県が示しております。下田高校の分校として松高と稲取高校を、分校ではなくて失礼

しました、キャンパス制の１クラスの高校にすると、まさに松崎高校や稲取高校の名称はなくなり、下田高校のキャンパス制になると、こういう、こういう方向と、もう南伊豆分校へ閉校にするという方向と、やはり稲取高校は小さくなっても稲取高校として残す、あるいは松崎高校は小さくなっても松崎高校として残すという、こういう方向と、下田高校の分校的なものにしてしまうという、２つの選択肢が私は、今までの解決の方向を見ますとあると思うわけです。

ところが、それらの検討は、地域の人たちに十分にさせずに、県の教育委員会から上から、中学生の卒業生が少なくなっていくので、15年後には160人程度、賀茂地区、下田・賀茂地区で中学の卒業生が160人程度になってしまうので、１つの高校にすればいいんだと。これは一つの考え方かとは思いますが、もう一つの当然考え方が、地域に高校を残したいという、こういう住民の思いや考えがあろうかと思う、あると思うわけです。

やはり、そういうものが地域の人たちと県の教育委員会、あるいは教育関係者の皆さんと住民とがきっちりと話し合って了解を得ていくという、こういう行政の進め方が私は必要ではないかと思うわけです。ですから、前回もぜひとも県教委に賀茂地区に来ていただいて、県が何でこのように考えて、こうすることが一番よいんだという結果を導いているのかと。そしてそのことを、市長さんや教育長はそれでいいんだという判断をしたのかと、こういうことをやはり地域住民の皆さんと話し合う場所をぜひともつくっていただきたいと思うわけでございます。その点について、前回もお願いをしましたが、ぜひともお願いをしていきたいと。

それから、当然この存続を求めるものとして、県、県教委に要請を行くなり、何らかの形で個人的にも、あるいは団体をつくって働きかけをしていくということは、自ら進めなきゃならないもんだという場合に、自分自身は考えているところでございます。ぜひともそういう意味では、公益のこの協議会があろうかと思うわけでございますが、市長さんの首長さんの協議会があろうかと思いますが、そういう状況の中では当然南伊豆町長さんや南伊豆の議長さんのほうから、賀茂地区の大きな課題、高等教育の課題として協力いただきたいと、一緒に進めていただきたいという、こういう要請が来ていようかと思うんですが、その点についてどういうことなのか、所見をお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村　敦）　教育長。

○教育長（山田貞己）　沢登議員の要望されていること、それから南伊豆町のほうも要望されていること、もっともなことで、前回もそういうように私も受け止めております。

それで、南伊豆分校は廃校になるというような方向で今進んでいるわけですけれども、今南伊豆分校には校訓がありまして、五穀豊穣という校訓がございます。その精神ですとか地域の皆様の思いというのは、新たな高等学校に存続されるように今後も要望を続けていくべきことであるのと同時に、農業以外に私も再三申し上げておりますけれども、例えば東伊豆町のほうでは、例えばカキ栽培ですとかカーネーションですとか漁業ですとか、南伊豆も漁業ありますけれども、西伊豆ですとやっぱり漁業もありのりの生産もあり、川のり、岩のり、たくさんあると思うんですけれども、そういった一次産業的なことを、ぜひ賀茂地域全体でそういった学びの場ができることを、誰もが望んでいることではないかなというふうに思います。

そのことは、沢登議員さんが主張される普通科や園芸科だけではなくということにつながっていくことであると思いますので、そういったことも含めて、これからまた新たに協議会等ございますので、当然、南伊豆町もそうですし、ほかの議会も、ことによったら議会でこういう意見が出ていますとか、あるいは市民からこういう要望が出てますということで、県教委にお伝えする場は多々あろうかと思いますので、そこは伝えていきたいと思います。

それから、やはり南伊豆町だけの問題ではなくて、これは下田市と南伊豆町の問題でもない、賀茂地域全体の問題として考えなければいけないということで、県教委も再三検討を続けてきたのではないかなというふうに思います。ですので、協議会がこれまで数回行われてきましたけれども、たくさんの方々、いろいろな分野の方々に参加していただいて意見は聞いておりますので、県教委は全くそういったことを無視して進めてきたということではないというふうに私は捉えています。賀茂地区の教育長会におきましても、幼保小中の教育、それからさらに今、高等学校の受験始まっていますけれども、高等学校の進学を含めた義務教育を修了したその後の進路指導につきましても、一体的に行っています。

この高校再編につきましても、前回の議会でもお答えしましたけれども、賀茂が一つになって、魅力的な高校の在り方を求めて手厚い、これを進めるんであればぜひ手厚い教育課程の構築ですとか、十分な人事配置、そういったものを切にお願いしていこうと、そういうふうに思っております。これは賀茂地域の、賀茂地区の教育長会で共有していることでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　今、ほぼ教育長から話が出たとおりでございます。

市当局としましては、南高のＯＢ会長から訪問を受けたことはございますが、南伊豆町当局、あるいは町長から正式な申入れはこれまでないんですね。私たちは今、この議論が十分なされてない段階で、存続が適正であるというふうな考えに至っているわけではございません。まずはしっかり協議することが大事であろうというふうなことを、先ほど申し上げたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　市長の見解を明確にしていただきまして、ありがとうございます。

実態から見れば、やはり地域の人々が納得しないものは、県や県教委といえども、それは実施をしない、あるいは実施ができないということに当然なってまいろうかと思うわけでございます。ぜひともそういう意味で、存続充実ができますようにお力添えをいただきたいと、こういう具合に思うわけです。

そしてもう一つは、県知事になる方は、川勝知事をはじめ、この伊豆地域にそれぞれ出向いてきて、地域の住民と懇親会をやると、こういう企画は毎年持たれていようかと思うわけです。

鈴木康友知事についても同様に、この地域についてこういうことがやられていると、地域の問題や課題は何かということを聞きに来てくださると。こちらはそこで申し述べることができるという、こういう機会があるわけです。

しかし、そういう観点で考えますと、この南校分校やキャンパス制の高校の問題は、この地区にとってはもう大変重大な問題だと私は思うわけです。当然それは、県知事の皆さんが来て説明会を持ってくださるのに、教育委員会、県教委の皆さんは、三十何人かあるいは六十何人かの関係者の皆さんだけの、伝えればいいんだと、こういうことではあってはいけないと思いますので、ぜひとも県教委のほうに、当局としてもきっちりした説明会をこの地区で、何かそれぞれの地区で説明会を開いてくれるような要請をしていただきたいと、こういう具合に思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　先ほども申し上げましたけれども、まずは我々自治体側としてどういうふうな受止めをするのかといったことが、まずは重要であろうと、最優先であろうと思います。それがなくして、ただ県に来てもらって、議論をただ空転させるというか、そういうのはふさわしくないだろうというふうに思います。我々賀茂地域としてどう考えるのかとい

うことを、まずは努めるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　賀茂地域としてどう考えるのかということは、市長おっしゃるように大変重要なことだと思います。ぜひともそういう意味では、南伊豆議会はこの存続充実についての決議を議会としてしておりますし、この下田市の議会としても、今決議をしていただくようにお願いをしているところでございます。

ぜひとも首長さんや副首長さんを含めて、この課題について、この賀茂、下田・賀茂地域の公益の協議会がございますので、そういうところできっちりお話をしていただいて、その前に下田市の考えをきっちりまとめていただけませんと話にならないという市長の御発言もございましたので、そういう観点からきっちりとまとめていただいて、市民の、あるいは要望は、誰が考えても存続して充実してほしいというのが大きな柱ではないかと思うわけです。

しかしその一方で、中卒の子どもたちが少なくなってきているという矛盾も一方であるわけで、それをどのように解決していったらいいのかというのは一つの大きな課題で、これが一つのテストケースになっていくということの分かれ道に今いるんではないかと思うわけです。そして、こういうものを単純に認めていけば、子どもの数は減っていくわけですから、下田高校さえも何年か後には、15年後にはなくなってしまう可能性があるんだと、こういうことが目に見えているわけですので、県と協力して、どういうような形で高等教育を、この地域における高等教育を守っていくのかということの結論を早急に、10年、令和10年までにやるんだと言ってるわけですから、期間があるようなないような状態でございますので、早急に方向を定めていただきたいと、存続と充実を求めるという、こういう柱の下で、求め、検討いただきたいという具合にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村　敦）　市長。

○市長（松木正一郎）　３月の５日に、県のほうで2040基本指針というものを公開しています。それで新聞等も拝見しますと、表現としては、人口減少は避けられないということを認識した上で、新たな適応対策を打っていかなきゃならない。例えば高校生は2040年には４割減少すると、こういうふうな厳しい数字がある中で、どうあるべきかということを模索している。その中での一つの判断が、先ほどの分校の廃止ということだったわけです。

これらに対して、私たちはただ守るとかということではなくて、本来どうあるべきかという議論がまず最初だということは、先ほどからずっと繰り返し申し上げております。沢登議

員は守る、存続ありきの御意見だもんですから、これについては私どもとしては、そういう立場を取ることはできない。まずは、この数字を冷静に見て、その上でどうあるべきかをみんなで考えていく。そして、この地域を全体として持続可能にする。最適、全体的な最適を取る、これを考えてまいりたいというところでございます。

繰り返しになって恐縮ですけど、以上でございます。

○議長（中村　敦）　12番　沢登英信議員。

○12番（沢登英信）　どうしても自分の、市長の立場と、市長の答弁の立場が残念ながら食い違いがあるわけでございますが、その点はそれなりに一生懸命頑張って運動を起こして、同じこの地域の高等教育をどう守っていこうかという、大枠では一致ができようかと思いますので、そういう観点からさらに一層頑張る決意を述べて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　これをもって、12番　沢登英信議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

１時15分まで休憩します。

午後０時13分休憩

―――――――――――

午後１時15分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は質問順位４番、１、民間イベント等の広報、ＳＮＳの利用について。２、災害時の避難のあり方と、その後の諸手続きについて。３、下水道事業と南豆衛生プラントの今後について。

以上、３件について、７番　岡崎大五議員。

〔７番　岡崎大五議員登壇〕

○７番（岡崎大五）　７番、市民のみかた、岡崎大五でございます。議長の通告に従い、一般質問いたします。

１、民間イベント等の広報、ＳＮＳの利用について。

コロナ終息以降、ヨイ・酔い・夜祭やてづくり市、ロカビリーナイト等、民間主催のイベントは活発になってきています。一方で、下田市観光協会を中心に、ビッグシャワーからコロナを挟んでアロハシャワーとなり、20年以上続いてきた９月のイベントが終了しました。

これは、従来型の行政主導型のイベントが自主独立の観点や財政的な観点からも難しくなったこと、そしてボランティアに頼る運営が限界に達したことが理由です。民間主体のイベントは独立採算できなければ続けられず、それぞれが工夫しながら手がけています。

そんな中、主催者の皆さんから、告知・宣伝に関する相談を受けています。昨今のデジタル技術の進歩で、ポスターは自前で制作が、作成ができ、また個人ＳＮＳやイベント用のＳＮＳを立ち上げるなどして、周知に努めています。それでも限界があり、行政の枠組みの中で、イベント等の告知・宣伝を行政の広報やＳＮＳを使うことができないかという要望です。

昨年、宮崎市を訪れた折、道路脇の告知看板に民間主催のイベントポスターが貼られていましたし、東京の渋谷区でも、町内看板のような告知看板に、住宅地でない道玄坂では民間イベントの、民間イベントのポスターが貼ってありました。まずは、下田市で行政が管理するこうした告知看板はどこに幾つあるのか、お教えください。

これまで私は議会の一般質問で、行政による広報の重要性を指摘し、せんだっても雑紙の分かりやすい分類表が回覧板の中に１件ずつ保管できるように配られ、より一層雑紙分類への市民理解が進められていくだろうと、期待を持って受け止めています。つい先日も、環境対策課の課長がスーパー各店でチラシを配り、この雑紙の分類を周知に努めるということで、その熱心さには頭が下がる思いがしたところです。

いずれにしても、行政による広報は下田と行政の情報の共有化になくてはならないもので、一定のルールの範囲で、民間主催のイベントの告知にも広げられないでしょうか。現在、下田市が管理している広報しもだやＳＮＳ等の広報手段と配布数、あるいはアクセス数をお知らせください。

そして、そんな広報手段を通じて民間イベント等の告知をする場合、可能なのか。法的あるいは運用規則も交えてお聞かせください。

②災害時の避難のあり方と、その後の諸手続きについて。

東日本大震災から今年で15年になります。当時、私は新聞社の取材で、５月になってからですが、リュックを担いで宮古市からいわき市まで被災地を10日間ほどかけて歩いてきました。このときに最も驚いたのが、被災地での津波対応でした。今ではかつてのまちが消失してしまった陸前高田市で、すし屋の主人からこんな話を聞かされたんです。大きな揺れがあって、これは津波が来るぞととっさに思った。裏のばあ様を連れてとっとと逃げねえとえれえことになると。そこで主人は裏の家に回って、おらもうここで死ぬだと嫌がる寝た切りのばあ様を戸板に乗せて車で避難所のある山に運び、難を逃れたというのです。

陸前高田市の社会福祉協議会では、15年前に既に要配慮者に対して、発災時に誰が誰の面倒を見るのか決められていたようです。この10月に地元吉佐美の住民から、要配慮者の個別避難計画について質問を受け、また、賀茂郡町議長会の研修会においても同様のテーマで、鍵屋一跡見学園女子大教授のお話をお聞きしました。一口に防災といっても、また計画段階から発災時の対応では、担当部署も変わってきます。今回は主に災害時の避難の在り方と、その後の諸手続に絞って御質問させていただきます。

まずは最も重要な初動マニュアルに、マニュアルについてお聞かせください。この場合、各避難所の備蓄品が利用されます。東北地方の被災地では、その経験上相当な物量が準備されていると聞きますが、下田市の現状はどうなっていますでしょうか。

昨年の津波警報の折に感じたのですが、発災後の被害状況の情報収集及び伝達を誰が行うのかが見えていません。どうなっていますでしょうか。

賀茂災害ボランティアコーディネーターグループＬＩＮＥは、発災時の情報ツールとして優れています。御説明ください。そして、被災地の諸手続は何課でできるのでしょうか。罹災証明を例に御説明いただけますでしょうか。

また、発災後は福祉事務所をトップに、社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターの役割が大きくなります。主にどんな役目を担うのでしょうか。

③下水道事業と南豆衛生プラントの今後について。

この１月に、ある市民から全議員に対して、下水道事業に対して懸念されるお手紙が届き、改めて下田市の下水道事業を見直す機会を与えられたことを感謝申し上げます。私自身、下水道事業の所管である産業厚生委員会に所属していますので、議員になって３年、下水道事業は毎年５億円近い予算を一般会計から繰り入れていることや、採算性・継続性について、上下水道課と議論を重ねながら、よりよい改善の道はないかと模索してきたところです。

まずはお尋ねします。現在の下水道事業の採算と設置範囲をお教えください。また今後、市内のどこまで下水道を広げる計画になっているのでしょうか。

私が住む吉佐美地区をはじめ、下水道計画区域以外の地域では、新築の場合、合併浄化槽設置が義務づけられています。また、単独浄化槽から合併浄化槽に切り替える場合には補助制度がありますが、その要綱及び年間の申請数の動向をお知らせください。

また現在、田牛漁業集落排水事業においてパブリックコメントが集められています。漁業集落排水事業の採算性と継続性についてもお知らせください。といいますのも、南伊豆町では昨年、入間地区の下水道施設を廃止し、町の予算で全戸合併浄化槽に切り替えています。

これは日本初の試みだったそうですが、上下水道課でも視察に行ったとのこと。１戸当たりの必要面積、排水管の設置等御報告をお願いします。

こうした中で、南豆衛生プラントの設備が築19年と老朽化してきたことから、基幹改良工事が計画されており、令和８年度に調査が行われることになっています。これまでは土壌改良材をつくり、100円で住民に配布していますが、計画では助燃剤化する設備に変更し、改良費も含めて経費削減が見込まれています。しかし、２月に行われた一部事務組合議会でも指摘しましたが、集められたし尿を希釈し、下田市浄化センターに下水道を通して流せばさらなる削減につながるのではないかと、新たな調査項目を提案したところです。

この場合、し尿処理の希釈設備は環境対策課と上下水道課のどちらが、どちらの課が担当すべきで、場所は現在の南豆衛生プラントと下田市浄化センターのどちらがいいとお考えでしょうか。

最後に、下水道事業は、市も都市計画になくてはならないものでしたが、人口減少時代は、では考え方が岐路に立っていると、さきの南豆衛生プラント議会で松木市長が指摘されました。今後の下田市の下水道事業の在り方について、どういった姿勢、指針で臨まれるのか、市長にお尋ねいたします。

以上で趣旨質問を終わります。

この後の、議長。

○議長（中村　敦）　どうぞ。

○７番（岡崎大五）　この後の一般質問ですけれど、皆さんの御答弁ですけれども、①から一問一答で進めていきたいと考えますがよろしいでしょうか。

○議長（中村　敦）　結構です。当局はそのようにお願いします。

○７番（岡崎大五）　よろしくお願いします。

○議長（中村　敦）　当局の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（平井孝一）　私のほうからは、①の民間イベント等の広報、ＳＮＳの利用についてお答えいたします。

まず、下田市が管理する広告、告知看板についてでございます。現在、庁舎内に市に関する情報の掲示スペースはございますが、市が管理する屋外の告知看板はない状況でございます。

なお、５月から開庁する新庁舎ギャラリーコーナーでは、市民の皆様からの情報を掲示す

るスペースを設ける予定となっております。

次に、現在下田市が管理している広報しもだやＳＮＳ等の広報手段と配布数、またはアクセス数についてでございます。

広報しもだは月１回発行しており、配布数については自治会等を通じ、令和７年度で毎月6,904部を配布しました。このほか、市役所、図書館、中央公民館、市民文化会館等の公共施設、市内郵便局や医療関係機関等に設置しております。

次に、ＳＮＳと市の広報媒体ごとに直近１年間の集計については、下田市公式ホームページアクセス数約100万件、下田市メール配信サービス約6,200人が登録でございまして、これに対し、約400件の情報配信をしております。公式のフェイスブックは約1,700人のフォロワーに対し、260件の投稿がございます。公式インスタグラムにつきましては、約3,800人のフォロワーに対し、約320件の投稿。公式ＬＩＮＥ友だち登録者数は、約3,200人に対し約250件の情報配信を行っております。

次に、民間イベント等の告知が可能か、法的あるいは運用規則等についてでございますが、市の広報手段に民間イベント等の告知をする場合は、下田市教育委員会または企画課への後援名義申請が必要となります。後援名義申請に対し、教育委員会では、下田市教育委員会後援名義の使用承諾、使用承認に関する取扱要綱に基づき、また企画課ではその要綱に準拠し、特に問題がなければ、広報しもだへの記事記載、自治会等を通じて、チラシの配布やＳＮＳ等による配信をしております。また、下田市ソーシャルメディア運用方針に基づき、民間イベントの内容に応じ、所管課の判断により、市の各種広報媒体への掲載を行っている場合もございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　まず、①の告知看板、この表、外の告知看板ですけれども、下田市以外、あるいは振興公社とか、そういったところも含めて何か所ぐらいあるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　企画課長。

○企画課長（平井孝一）　直接下田市が管理している以外の分に正確なものを把握してませんが、例えば文化会館は文化会館の情報に限っていると思いますが、文化会館の駐車場のところに何か看板を掲示する場合があります。

ちょっと私の地元では、集会所のところに、住民に掲出する掲示板がありまして、区長さ

んを通して記載をお願いすることはできるかと思います。

その他ちょっとすみません、ミ・・・のことについては、各地区の状況については把握しておりません。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　再質問のほうに移っていきたいと思いますけれども、例えば観光協会さんなんかには、載せてほしいというような話を直接主催者の方から頼まれて、以前話をしたことがあるんですが、なかなかそこら辺も運用規定みたいなのがあるようで、詳しくは僕は知ってるわけではないんですが、そこら辺下田市内の団体に限るといった運用規定があるのか、あるいは広域のイベントの場合はなかなか広報がしにくいというようなことも伺ったことがあるのですけれども、観光の観点から考えますと、にぎわい創出ということで、やはりあんまり運用を狭めてしまうと、下田で何か例えばイベントが開催されたときには、下田のやっぱり観光に寄与するわけで、その辺観光協会の運用規定がどうなっているのか、仮にちょっと厳しいようだったらそこら辺が運用規定を変えることができるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　御質問いただきました観光協会に関しまして、イベント等の広報ですね、情報発信の運用につきましてですけれども、観光協会におきましては市内団体に限定するといったことですとか、広域イベントの周知ができない、そういった明確な規定はございません。現状としまして、イベント内容の広域性ですとか、地域観光への波及的、波及効果、またそういったところを総合的に判断しまして、個別事案ごとに観光協会のほうで判断している、そういうふうに伺っております。

また、今議員おっしゃったように、下田市の観光協会の理念としましても、お客様の楽しい思い出づくり、そちらを積極的に応援する、また地域経済の発展に貢献する、そういったものを掲げてございますので、こういった理念の観点からも、広義的な運用に心がけるべきだと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　観光協会は特にＳＮＳの発信に関しては、市よりもやはりちょっと先んじてたところもあって、熱心にやられてるという印象です。特に、ＬＩＮＥのほうは年ごと

に伸びて、アクセスが伸びてきているようなことを伺っておりますし、紙面といいますか、内容のほうも逐次更新がされるということ、非常に充実しているような気がいたします。

ですから、そういったＳＮＳ媒体に向けて、一般の方もある一定の観光協会の基準が必要だと思うんですけれども、何ていいますか、御利用くださいというようなところで、逆に発信していただくような掲載もしていただいて、皆さんの利用を促進するというような側面もあれば、なおより一層よろしいのではないかというところで、ぜひとも観光協会のほうにもお口添えをいただきまして、そこら辺を広げて、みんなでつくっていく掲示板みたいな位置づけも広がっていけばいいなということで、私自身は考えているところです。

あと、イベントを行う際に、観光交流課で椅子とかテントとかそういったものの貸出しも行っているようなんですが、これはいわゆる団体等がどういう団体であればいいのか、どういうイベントであればいいのか、そこら辺をお聞かせいただけますでしょうか。あるいはどんなものを貸し出しているのか、お聞かせください。

○議長（中村　敦）　観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志）　観光交流課のほうで管理しております屋外イベント用備品というのがございます。そちらについて、品目としましては、アルミステージ、また椅子、テーブルパラソル、あとワンタッチテントといったものがございます。こちらにつきましては、令和３年度に新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金、こちらを活用して整備させていただいたもので、下田市屋外イベント用備品貸出し要綱、こちらに定めまして運用しているところでございます。

趣旨としましては、市内団体の活動の推進、また市民等の交流の促進、こちらを目的としていることから、利用対象者につきましても、市内に活動拠点を置く団体というふうに定めているものでございます。ちなみに、令和７年度、今年度のイベント主催者が民間団体等である場合の貸出実績としましては、現時点で９件という実績となってございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　続きまして、公共施設の利用に関してお尋ねいたします。

生涯学習課では２年ぐらい前から、私も要望出させていただいたんですけれども、合宿誘致事業ということが年間100万円という予算で予算化されており、去年辺りからホームページだったか何かの、いわゆるネットのページを拡充したことによって効果が、成果が出てきてるよというような報告を受けたところですが、その合宿事業誘致、これまでのどの、どの

ような実績になっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎）　御質問いただきました合宿誘致の部分についてお答えさせていただきます。

令和７年度スポーツ合宿等誘致補助金、こちらの実績につきましては、令和７年度現時点でありますけれども、合宿の実施件数が15件、種目別の内訳としましては、水泳が７件、剣道が３件、野球・サッカー・トライアスロン・合気道が各１件で、参加人数、合宿者の人数としましては476人、東京・神奈川などの関東圏の団体が９割を占めている状況です。

補助事業の実績報告で追える範囲になりますけれども、合宿した団体が使った費用としましては、約1,600万となります。

以上であります。

○議長（中村　敦）　暫時休憩します。

午後１時37分休憩

―――――――――――

午後１時42分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　生涯学習課の合宿誘致事業が順調に進んでいるといいますか、受入れが進んでいる中で、やはり担当者とも相談したところでは、合宿を行う時期と下田市の宿泊施設が空いている時期が必ずしも一致しないというか、繁忙期に限って合宿に来たりして、なかなか合宿をする場合の泊まる場所がないというような、それをマッチングさせるのはなかなか難しいというようなお話も聞いております。民宿でそれを行っていたところも徐々に少なくなってきている、それから観音温泉さんなんかはでかいですけれども、自分ところで全部回ってしまうので、またちょっと趣旨が違うということで、今回、山の家がかつてそういった形で使いたいということで建てた山の家が、レントさんという民間の施設、民間の宿泊施設が運営することに決まりまして、そちらのほうでこの合宿をまた受け入れて、使っていこうというふうな話になっているそうなんですが、下田市の合宿誘致とこのレントさん、今後だと思いますけども、何ていいますか、協働体制といいますか、やっぱりどういった団体が利用されるかはまだ分からないところですが、場合によってはやはり敷根のほうの施設、あるいは市内の施設を使っていただくというようなところでの情報交換なり、あるいは先ほ

ども申し上げましたけれども、民間のこういった事業者さんですけれども、ＳＮＳ等でこういった合宿向けの施設もあるよというようなことを周知・広報していくという動きが今後考えられているのかどうなのか、その辺りを産業振興課も併せてちょっと御返事いただけないでしょうか。

○議長（中村　敦）　産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志）　私からは、旧あずさ山の家の関係についてお話しさせていただきます。

旧あずさ山の家の新たな利活用事業者が、レントさんが選定されました。簡単に説明させていただきます。こちらの事業者なんですが、本社を大阪に置く企業でございまして、あずさ山の家のような遊休宿泊施設、こちらをリニューアルして運営している会社でございます。旧山の家につきましては、スポーツ合宿や企業の研修等の団体貸切に特化した宿泊施設として運営予定というふうに伺っております。

実績といたしましては、京都府、福知山市、和歌山県すさみ町の遊休公共施設を下田市同様に賃貸借契約により借り受けまして、団体貸切施設として運用しているなどの実績がございます。

このたび契約したばかりですので、まだ具体的にどういった形で連携という部分はないんですけれども、市のスポーツコミッションですとか、合宿誘致、あと観光などの体験メニューでございますけれども、こちらと、連携による相乗効果も期待しての選定という形になってますので、今後事業が本格化した場合には、そういったこともあり得るのかなというふうに期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎）　生涯学習課です。

合宿につきましては、多人数で連泊するということで、そういう意味で宿泊費用を非常に抑えて計画されることが多いと聞いております。そのため時期にもよるんですけれども、観光客用の宿泊施設への宿泊の条件が合わないということも多々あるという中で、下田市内のスポーツ施設で練習をするも、近隣の市町に宿泊するといったことも多いと聞いております。スポーツの地域振興の観点からしましたら、市内の合宿の受入れ施設の少なさといった部分が合宿誘致の課題になってるということは認識しておるところです。

そうした意味で、今般のレント様との、また今後連携して合宿誘致を推進していければと

考えておるところであります。

以上であります。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　民間の会社ですけれども、やはり下田市の施設を使って賃貸借契約ということでやっていただく以上、何とか軌道に乗って、この下田市のほかの施設とのコラボレーションであるとか、ほかのイベントとのコラボレーションみたいなものが進むようになれば、非常にまた新しい一つのやり方が見えてくるということで、皆さんの御協力をお願いしたいなというところで、思っているところです。

最後に、行政主導のイベント、これまで黒船祭、あじさい祭、夏の海水浴、水仙まつり以外に、閑散期に多くが行われる民間イベントの場合、外部発信がより強化できれば、観光地下田の通年化につながります。特に、ＳＮＳの公式フェイスブック、これ僕も自動的に入るようになってますけれども、はイベント告知に非常に適しているというふうに思います。ＬＩＮＥとかメールサービスというのは文字情報がやっぱり中心になってきていて、フェイスブックのほうはもうどーんとポスター一個貼っとけば分かりやすいというようなことで、使って見やすく、いわゆる広告、広告媒体としては非常に有効だなと感じているところなんですが、昨年の黒船祭のクラウドファンディングでも、やはり下田市の公式フェイスブックを使って告知がされています。

そんな中で、民間の方々が皆さんこぞってというわけではないですけれども、この公式ホームページをシェアする形で拡散してくれたと。で、特に前半ちょっと数字が伸びなくて苦労してて、中盤以降もう一回ちょっと公式ホームページ出してくれて、やったらみんなまたシェアするよみたいなお話もいただいたんで、観光交流課さんのほうにお願いして話をしたところ、すぐに上げてくれまして、そしたらまたそれが拡散されて、割とすぐにそれからぐーんとまた最後、寄附金が伸びたというようなことがございました。今年も３月１日からですかね、もう始まりまして、まだまだ今６万円ぐらいで、今日見たら、まだまだだってことで、去年は100万円あって、何とか目標達成ということで非常におめでとうございますということだったんですが、今年は200万円を目標にしてますんで、より一層やっぱり下田のファンの方とか、下田の市民の方も含めて、結構みんな応援してくれるというところを肌で感じております。

ですから、このフェイスブックで、下田はフェイスブックに強いと言われてますけれども、この相互関係が、市役所のフェイスブックと民間の皆さんが持たれている個人フェイスブッ

クとがシェアすることによって、より下田の発信力がみんなの力によって強くなるんじゃないかということを、去年の黒船祭のクラファンでは感じたところです。

なもんですから、やはりそういった形で民間にシェアしていただいて拡散していただいて、何とかみんなの力を借りているというような状況が生まれつつある中で、皆さんがまたこのフェイスブックの、いわゆる下田市の公式フェイスブックを使いたいというような声もありますんで、そこら辺を何とか実現してあげたいなというのが僕の信条なんですけれども、今後その仕組みづくりに、企画課が中心になるのかなとは思うんですが、やっていただけないかと。現実、企画課の中には非常にＳＮＳに長けた人が今やられてるそうで、ですからここのところ、下田市のフェイスブック、ＳＮＳ、フェイスブックページは非常に充実してまして、割といろんな記事がね、ちょこちょこちょこちょこ載ってるというようなところで、今後さらにやっぱりみんなの興味を持っていただくためにも、そこに、そこを市の公式だけではなくて、そこだけで結構なので観光協会と合わせて、一般の方に後援というようなちょっとハードルの高そうな部分ではない中で、一定のルールをつくって利用できるような形をつくっていただけないだろうかというところを、要望で終わりたいと思います。

続きまして、災害時の在り方について御答弁をお願いいたします。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　それでは、防災安全課から、議員から幾つかありました流れに沿って御説明したいと思います。

まず、初動マニュアルの件でございますけれども、地震ですとか津波、そういった各種災害が市内で発生、または発生のおそれが高まった場合の対応を定めているものでございます。例えば地震の場合、震度５強以上を観測しますと職員を参集して、災害対策本部が設置されて、職員は本部事務局ですとか、各部各班に編成されて、大きい災害対応に当たることになります。

各部各班の対応事務の一例を挙げますと、民生部の民生班は福祉事務所が災害時要援護者の対応ですとか福祉避難所の設置、罹災証明書の手続等を行いまして、救助班は市民保健課が避難所設置や運営の支援等を行うこととしております。

備蓄につきましては、例えば主食系、アルファ化米ですとか保存パン等、３食３日分が備蓄されておりまして、そのほかに保存水、テント、ベッド、毛布、簡易トイレ等々整備を順次進めているところでございます。

情報収集・伝達につきましては、災対本部が設置された場合に、例えば建設課は建設部の

土木班として、市が管理する河川とか道路の被害状況の把握に努めることとなります。また県、あるいは警察、消防本部等の行政機関が把握した情報、被害情報、市民や自主防災会等から集められた情報というのは災害対策本部で一元的に集約されることになりまして、それらの伝達につきましては、議員結構おかしいと思いますけれども、同報無線ですとか、市民メール、公式ホームページ、ＳＮＳ、あるいはヤフーの防災アプリ、静岡県の防災アプリ等と連動しまして、適切な情報発信を実施するとともに、避難所とも連絡体制を取るよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　備蓄品についてですけれども、予算の関係もありますんで、それを一遍に何だかという、どんという感じでは当然ないんですが、毎年毎年少しずつ補給されているかなというような形で、うちの近所にも防災倉庫ありますんで、そんな感じで様子見てるんですが、東北のやはり被災地、東日本の被災地では、防災安全課の係長も見に行ったということで、非常にたくさんあって驚いたというような話もこないだね、ちょっとお聞きしたところなんですが、それに比べるとまだまだかなり少ないかなというような印象なんですけれども、防災安全課あるいは当局のほうとしては、どういった計画といいますか、まだ品物が少ない中でまた増やしていく中で、期限切れも出てくるということもありますんで、そこら辺ボリュームが、何かやっぱりどうも少ないような気がするんですが、そこら辺はどういうふうにお感じになっていますでしょうか。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　食料につきましては、ある程度備蓄のほうは進んでおりまして、ローリングといいますか、例えば５年がたったら新しいものに順次入れ替えていくということは進んでおります。ただ、やはり避難場所、避難所に行ったときに、例えばどういうところである意味寝ていただくのかとか、じゃあ寝るための道具がどうなのかとか、あるいは避難生活が始まったときに、じゃあトイレはどうするのとか、以前からいろいろありましたけど、女性のいろいろ用具ですとか、子供たちのミルクはどうするのかとか、様々ありまして、それぞれの品目について目標値は定めてあるんですけれども、なかなかやはり多種多様に、要するに生活の用品全般にわたりますので、その目標数に達しているかというと達してないところがありますので、今、毎年毎年少しずつ少しずつためているところでございます。

一応、備蓄品についてはそういった状況になっております。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　食料はね、ある程度あるということで少し安心したようなところなんですけれども、何せ区の備蓄倉庫にはそこまでやっぱりないもんですから、どうなのかなというような、皆さんお感じになられてたようなので、その辺は安心したところです。

この間の津波警報が出たときなんか思ったんですけれども、あのとき僕はバイクでぐるっと回ったりしたんですが、やはり閉じてる店とか開いてる店とか、そういったいわゆる行政情報とはちょっと違うような多分情報になると思うんですが、先ほどお聞きした、いわゆる情報とはまた違う市民情報みたいなところで、前にも大きな震災があったときなどには、ガソリンスタンドどこやってんだとか、何かそういうような話が市民の間では非常に重要になってくると。食料がどこで買えるのかというようなことも重要になってくるという中で、そういった情報が市役所の中で、から発信するような形というのは、今のところどういうふうな状況で、やっているのかやっていないのかも含めてお聞かせください。

○議長（中村　敦）　防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁）　先ほど申し上げましたとおり、様々な媒体を通じて情報提供はしているところでございまして、それが全ての市民の方が御覧いただく状態になってるのかといいますと、こちらの情報の発し方の問題もあるかもしれませんし、受け取り側のやっぱり準備といいますか、というのもやはりあるのかなというふうに思います。

あと、市役所の中の例えば情報連携、カムチャッカのときも言ってみれば防災安全課で持っている情報が各避難所に即、そのときの真新しい情報で行ってるのかというと、そこもなかなか難しかったというところがありまして、その辺は意識の問題もありますし、何ていうんでしょうか、システム的な問題なんかもあるのかなということで、その辺はまた来年度ちょっと予算のほうをちょっとお願いをさせていただいて、対応を図っていって、ちょっとでも精度を高めていきたいというふうに考えているところです。

市民に対する情報提供、あと外国人の問題もありましたけれども、情報伝達についてはちょっと体系的に見直しといいますか、どういうふうにやっていったらいいのかということはもう一度また研究していく必要があるのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　情報ツールとしてやはりＳＮＳが有効であるというようなことはね、常々言われてきたことです。その中で私が一番着目しているのが、私自身が賀茂災害ボラン

ティアコーディネーターの会に入っておりますんで、その中で自動的にＬＩＮＥが、グループＬＩＮＥが入ってくるというようなところになってます。豪雨の、下田市内の豪雨のときであるとかも、その中にどこがどういう状況なのかというのが、社会福祉事務所の人が回ったりして写真を撮ったものが流れてくるということで、こういったボランティアサークル、ボランティアの会のメンバーには非常に分かりやすく、ああ、こういう状況なのかということか家にいても分かるというような形で、非常にこれは有効なツールだなと思ってるんですけれども、その辺のことを所長のほうからちょっと御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　それでは、私からは質問ナンバー２、災害時の避難のあり方とその後の諸手続きについてのうち、今議員がおっしゃられました⑤賀茂災害ボランティアコーディネーターグループＬＩＮＥについてと、⑦被災後の手続として、罹災証明について、また社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターの役割について御説明くださいという御質問にお答え申し上げます。

賀茂地区１市５町の有志の住民により構成される賀茂災害ボランティアコーディネートの会、及び下田災害ボランティアコーディネートの会のグループＬＩＮＥは、被災箇所や交通情報等の迅速な共有、発災時の安否確認等、その幅広い活用により、避難行動や、より効果的な被災者支援促進に重要な役割を果たしております。

下田市は令和４年８月に下田市社会福祉協議会と、災害ボランティア本部の設置・運営等に関する協定書を締結いたしました。災害ボランティア本部は、市と連携しながら、社会福祉協議会が主体となり、ボランティアコーディネーターや地域の関係機関等の協力の下、被災情報やボランティアニーズの把握、災害ボランティアの募集及びその活動に関する各種対応等を担うものでございます。

また、災害ボランティアコーディネートの会は、日々の訓練等を通じ、ボランティア活動の質の向上に努めており、市は発災時のみならず、平時からこうした関係機関と連携を密にし、より効果的かつ円滑な被災者支援に寄与できるよう努めているところでございます。

罹災証明書につきましては、自然災害により居住する家屋等が被害を受けた場合に、災害対策基本法に基づき、市が被害の程度を調査・判定し、証明するものでございます。これにより、税金の減免、被災者生活再建支援金や各種の低利融資の申請が可能となります。

下田市では発災後、被災者からの申請を福祉事務所が受け付け、税務課と連携して現地調査を行い、可能な限り迅速な証明書の発行に努めております。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　ありがとうございます。引き続き福祉事務所のほうに、これは福祉事務所のほうの今手がけてる個別避難計画に関する御質問をさせていただこうと思います。

先ほども言いました令和３年内閣府によりまして、個別避難計画の作成の努力義務化というものが定められました。この内容について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　それまで整備されてきた要支援者名簿の作成だけでは防災対策に不十分とされたことから、令和３年災害対策基本法が改正されました。災害時に特別な支援を必要とする高齢者や障害者に対し、市町村は、迅速かつ円滑な避難支援を実施するために、要支援者の避難経路や避難所、支援者の連絡先などを整理した個別の避難計画をあらかじめ作成し、対応することが義務化されたものです。これにより、個々の避難ニーズを詳細に把握し、地域全体の被災対応を、対応力をより向上させることを目的としているものだと聞いております。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　この個別避難計画というのは、先ほどの陸前高田の例にありますように、誰が誰を助けるのかという中で、個人情報のやり取りが必要になってくるということで、そこら辺が時代とともにかなり厳格化されてきたということと、あと個別避難計画の、何ていうんですかね、フォーマットみたいなのがあるんですけれども、それがあまりにもちょっと書くところが多岐にわたって、特にそれを全部書き込めと言っても誰も書き込めなかったみたいな話もあったりしまして、そこら辺が先ほども御紹介しました鍵屋一先生が、なかなか全国で進んでないんだよということで、ほかの市町の議員さんも、町の議員さんも、どうもここら辺で手間取ってるんだというようなことで悩まれているというような話を、その議長会の中で話を聞いたんですけれども、下田市では現在、まずこの個別避難計画の中の要配慮者と要支援者というので、これまた２年ぐらい前か何かに分かれたんですよね。よりきめ細やかなこと、対応ができるようにということでやっておるんですが、そこら辺のことをまず、スクリーンに資料出しますんで、御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　資料の投影、ありがとうございます。

要配慮者、要支援者の区分の説明をということなんですけれども、要配慮者というのは、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・子ども・外国人の方々、こういった方々でございます。

避難行動要支援者とは、ただいま申し上げた要配慮者のうち、自ら避難することが困難なものであって、なおかつその円滑・迅速な避難を確保するため特に支援を要する方々でございますけれども、その具体的要件でございますが、スクリーンにも投影されておりますように、75歳以上の高齢者のみ世帯、身体障害者手帳１級または２級の第１種所持者、療育手帳Ａを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者の単身者世帯、あと要介護認定３から５を受けている者となっております。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　その中で個別避難計画を策定していくというようなところだと思うんですが、現状、個別避難計画がどこまで策定されてきたのかということと、あとこの要配慮者が何人いて、避難行動要支援者が何人いるのか、この辺教えていただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　下田市個別避難計画の進捗状況を申し上げます。

下田市の個別避難計画は、令和３年に36件、令和５年に１件、令和６年に275件、令和７年に30件の計画を作成いたしました。これまで計画支援者を個々に作成していただきました計画ですけれども、計画内容のさらなる充実のため、現在ケアマネ等に計画作成支援の協力依頼をし、併せて自主防災会や民生委員等にも作成支援のお願いをしているところです。今年度は居宅介護支援事業所に計画策定支援を委託し、計画策定を進めております。

なお、今年度は50件分の計画を予算計上いたしましたが、今後さらなる計画作成件数の増加及び内容の充実を目指してまいります。

要配慮者と要支援者の対象者の人数なんですけれども、要支援者として把握している人数は現在3,900人ほどおりますけれども、要配慮者についてはちょっと数字については把握してございません。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　要配慮者が3,900人でしたか。要支援者、一番真ん中の、一番真ん中の避難行動支援者ということは、かなり多くないですかね。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　要支援者として把握しているこの3,900人に勧奨通知を送付して、今ただいま申し上げました個別避難計画の策定を、作成を進めているところなんですけ

れども、要配慮者というのは、ですので3,900人は要支援者の人数です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　かなりの方がこの要支援者、下田市民の中で、５人に１人とかというような数になってこようかと思うんですけれども、やはりそういった皆さんをほかの皆さんの手で何とかやっぱりしないといけないというような体制をつくっていく上で、今やられてるかと思うんですが、引き続き頑張っていただければと思います。

この避難所の最後の質問ですけれども、避難所の運営のほうで、今言ったような要支援者の方であるとか要配慮者であるとか、中にはいわゆるちょっとふだんとは違う行動をすると混乱してしまうような皆さんがいらっしゃるというところで、その方々をどういうふうに避難所に連れていって、その前にまず避難所に行かなければいけないという事情をまず説明しなきゃいけなくて、ということの相談を私個人的に受けたんですけれども、そこら辺で、ひとまず避難所にさえ連れていけば避難所のほうで、今度はこっちに行ってくださいあっち行ってくださいというようなことをやっていただけるのか、あるいは最初からそういった皆さんはここに行ってくださいよというような避難計画になっているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村　敦）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子）　まず、災害が発生したときに、一時避難所での共同生活が困難で、多くの支援を必要とする方のために、福祉避難所というものを開設いたします。市内に福祉避難所は８か所あり、市と協定を締結しております。

発災時の運営は、基本的には各施設で実施していただき、市はその要請により、物資の供給や人材の派遣を行うこととなります。

施設の内訳でございますけれども、高齢者施設が吉佐美、加増野の２か所、障害者施設が宇土金２か所と加増野に１か所の３か所、移動施設は敷根、立野、西中の３か所にございます。

そのほか福祉的な人材が確保されている福祉避難スペースが下中の武道館に１か所あり、要配慮者の方のための避難所18か所と協定を締結しております。

どこの避難所を利用するか等の判断は、発災時に福祉的トリアージというものを実施いたしまして、それにより各施設の対象となる方の状況等を勘案しながら調整していくことを想定しております。要支援者の個別避難計画がある場合には、事前の個別の事情の把握が可能となり、発災時のより効果的かつ円滑な対応に有効に役立つものと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　個別避難計画というのは本当に個別の問題なので、それぞれが全然違いますんでね。なかなかやっぱりそれをひとまとめて、ひとまとめにして整理してやっていくというのは困難な作業だと思うんですが、我々のような議員とか、にはですね、あと民生委員の方々とかにはそういった御相談もあろうかと思うので、そうした場合はまた福祉事務所さんのほうに御相談に行っていただいて、その中で一つ一つまた解決していくことが一番遠いようで一番近いのかなということを、今回ヒアリングさせていただく中で感じたところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

では、３番目の質問に移りたいと思います。

下水道事業と南豆衛生プラントの今後についてというところで、まずは下水道課のほうから御答弁をお願いします。

○議長（中村　敦）　質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますがよろしいですか。

○７番（岡崎大五）　はい。

○議長（中村　敦）　２時25分まで休憩します。

午後２時15分休憩

―――――――――――

午後２時25分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁からお願いいたします。

市長。

○市長（松木正一郎）　全国の自治体におきまして、人口減少が進む中、国が下水処理の在り方について見直しを検討してまして、これまでのように、下水道を整備して集中処理するという形から、個別に合併処理する、のような個別処理に転換できるように下水道法の改正案を現在開会中の特別国会に提出し、令和８年中の施行を目指すというふうにしております。

御承知のとおり、埼玉県八潮市で昨年１月に県道が大規模な陥没をするという、ここで尊い命が失われまして、こうした事故がございました。これは、やはり地下に埋設された大型の、例えば下水道管といった、そういった専用物件が経年劣化して破損した、その最終的な最悪の結果だったというふうなことだと思います。地下にあるそうした施設、見えないリスク、これを考慮しての法改正であろうというふうに考えます。

当市としましても、こうした国の動向を注視して、さらに県当局の御指導もいただきながら、持続可能な排水処理について検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　では、私のほうからは下水道事業、下水道事業と南豆衛生プラントの今後についてという中の、１番目の質問になります。

公共下水道事業については、経費回収率が令和６年度で74.2％となっており、議員おっしゃるとおり一般会計からの繰入を行っております。

下水道の事業計画区域におきましては、令和８年度中にアクションプラン、区域の変更に合わせて、現在立野、蓮台寺、河内地区の検証を行いまして、区域の見直しを検討してまいります。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　ということは、立野、河内、蓮台寺地区はまだ下水が通ってないと。ここの庁舎もたしか合併浄化槽が入ったというふうに聞いておりますけれども、この地域を今後どうしていくのかを今年考えるということで、かいつまんで言うとそういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　議員おっしゃるとおり、令和８年度中にその方針を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　そしたら、次に環境対策課のほうで、下水道区域外の合併浄化槽の説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村　敦）　環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰）　それでは、合併浄化槽の補助制度の関係のお話になりますけれども、生活排水によります公共用水域の水質汚濁を防止するため、国が実施します浄化槽設置整備事業に基づく国庫補助制度の趣旨に沿いまして、当市のほうでも補助制度を設けております。補助対象となる区域は、除外規定はございますけれども、公共下水道事業認可区域及び田牛漁業集落排水処理施設の処理対象区域のいずれにも属さない区域で、対象者につき

ましては、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切替えを行う住宅の所有者の方となります。

補助金の額でございますけれども、浄化槽の５人槽でまず41万4,000円、６から７人槽で51万6,000円、８から10人槽で68万4,000円で、下田市水道水源保護条例の水源保護地域につきましては、さらに５人槽で６万6,000円、６から７人槽で８万2,000円、８から10人槽で10万9,000円を上乗せした額が補助金の上限額となるところでございます。

年間の申請数の動向でございますけれども、令和３年度は13件、令和４年度は10件、令和５年度は９件、令和６年度は８件、令和７年度は10件で、年度によりばらつきがございますけれども、おおむね年間10件の申請となっております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　続きまして、田牛の漁業集落排水施設の現状についてお知らせください。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　では、田牛の漁業集落排水事業についてということでお答えさせていただきます。

漁業集落排水事業は供用開始前の令和元年度で、当時定住人口が369人となっておりました。当時の10年後の想定では５％増の807、申し訳ありません、387人を見込んでおりましたが、その後人口減少により、令和６年度では135人まで減少し、経費回収率は37.1％となっております。

今後の人口減少等を踏まえまして、地域住民との意見交換を行い、採算性など具体的な課題について検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　こうした先ほどの市長の説明もありましたけれども、浄化槽、下水道から浄化槽へという流れが少しずつ広がっていくんじゃないかというような時代の中で、南伊豆町では入間が、入間地区が、日本で初めて浄化設備をやめて一戸一戸全部に、町の金で浄化槽をつけたというようなことが聞き及んでいます。

それに視察に、上下水道課のほうから行かれたそうなんで、ちょっと御説明というか御報告いただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　では、一般的な住宅におきましては、現在最小でも５人槽の合

併浄化槽の設置が義務づけられております。

合併浄化槽設置に必要な面積としましては約３平米、幅が約1.2メートル、奥行きが2.5メートル程度になります。

また、排水については原則水利は河川に放水して、放流していますが、それに接しない建物につきましては、南伊豆町では既設排水管の使用をしていると聞き及んでいます。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　こうした合併浄化槽への移行が、これ南伊豆町の場合は、移行することによって町の負担が少なくなるであろうという試算がもともとあって、１戸当たりに合併浄化槽をつけてあげても、それ以上にいわゆる運営費が減るであろうというような試算の下でそういうとことが大々的に行われたというふうに聞き及んでいることと、あともう一つ区画整理がもう既にできていたという、伊豆沖地震が何かのときに壊滅的な被害を受けたので、そのときにある程度区画整理ができて、その上でというような話も聞いております。

すなわち、ちょっと田牛なんかでもそうですし、板戸なんかは特にそうですけれども、かなり近隣が近いところに家が建ってますんで、そういったところでは合併浄化槽を入れられないお宅もね、やはりあるというようなところで、一概には必ずしもこういった集落排水みたいなところでは移行ができるのかどうなのかというのは、また検証が必要だと思うんですが、板戸のほうでも組合形式でやって、住民がやっておりまして、去年その相談も受けたんですが、これは環境対策課とも相談しながら、多分大丈夫だろうと、もつだろうということで、それほど劣化していないということで、組合のほうとも話ができたというようなところで、今のところは下水道設備はそのまま使っていくというようなことになっているところでございます。

次に、これが今回の大きなテーマで、一つでもあるんですが、南豆衛生プラントが今後どうするのかというところで、本来はこれ一部事務組合の話だからそちらにしましょうねというようなことであるということは、十分分かっておりますが、ただしこれ希釈設備を入れることになって、施設を変えていくことになると、上下水道課、下田市の上下水道課との連携も必要になってくるということが考えられましたので、本議会でこの一般質問をさせていただくということにしたところでございます。

まず、集められたし尿を希釈して流す場合、この希釈設備は上下水道課あるいは環境対策課のどちらの担当になるのか、お聞かせください。

○議長（中村　敦）　環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰）　今、岡崎議員おっしゃられたとおりでございますけれども、まず前提としてはし尿処理は南豆衛生プラント組合で共同され、共同処理されておりますので、まずは組合で検討が行われるべきものでございます。

し尿処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして一般廃棄物として処理義務を負うことから、希釈設備を設けるとするならばということで、設けるとするならば、従来どおり南伊豆のし尿も受ける場合はプラント組合が、下田市だけの市場を受け入れる場合は環境対策課が負担する、担当することとなりますが、予算面ですとか、周辺環境、周辺住民の生活環境への影響など多角的な検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　これから南豆衛生プラントのほうでも議論をしていく内容になりますけれども、仮にし尿処理をやった場合は、下田市の下水、上下水道の下水の上下水道課の収益の改善につながるのかどうなのか、またそれを下田市浄化センターに全て流してし尿が集まった場合は、量が増えますんで、エネルギー化による収益は見込めるのでしょうか。上下水道課にお尋ねします。

○議長（中村　敦）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋　剛）　公共下水道事業会計の立場としましては、環境整備等の設備投資なしに、受入れ投入量に応じた料金収入をいただければ、収益の改善につながるとは考えております。

ただ、エネルギー化に、エネルギー化による収益につきましては、一昨年、３年前ですかね、令和５年度に実施したバイオマス発電事業の可能性調査におきまして、希釈した汚泥の投入を想定して検討をしました。しましたが、希釈汚泥の乾燥に必要な電気料等がバイオマス発電による発電量の電気料の減額分を上回るのではないかということで、使用料の、を考慮に入れないと受け入れることは経済的に不利になるという検証結果が出ておりますので、使用料を頂くということが大前提になります。

以上です。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　今後、下水道事業とこの南豆衛生プラントのし尿処理をどうするのかという問題は、やはり一部事務組合で考えるのは基本前提ですけれども、同時に下田市の下水

道、上下水道課のほうといいますか、下田市のほうでもやっぱり一緒に考えていかなければいけない問題ではないかというふうに認識しております。当然市長はね、その点は見込んで先ほどの御発言になったかと思いますけれども、そういった方向性というものを、今回のこの議会で一つ皆さんに共有していただこうということで、今回の質問をさせていただいたところでございます。

以上で終わります。

○議長（中村　敦）　これをもって７番　岡崎大五議員の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（中村　敦）　ここで、報告の件がありますので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年）　朗読いたします。

令和８年３月６日。

下田市議会議長、中村　敦様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信、同じく渡邉照志、同じく浜岡　孝、同じく大西將由。

議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の３及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　ただいまから議会運営委員会を第１委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

暫時休憩します。

午後２時41分休憩

―――――――――――

午後２時52分再開

○議長（中村　敦）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（中村　敦）　次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）、議第22号　令和７年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）、議第23号　令和７年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議第24号　令和７年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４

号）、議第25号　令和７年度下田市水道事業会計補正予算（第４号）、議第26号　令和７年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第４号）、以上６件を一括議題といたします。

これより、総務文教委員長及び産業厚生副委員長から、所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、土屋　仁副委員長の報告を求めます。

４番土屋　仁議員。

〔産業厚生副委員長　土屋　仁登壇〕

○産業厚生副委員長（土屋　仁）　産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

１．議案の名称。

１）議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

２）議第22号　令和７年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）。

３）議第23号　令和７年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）。

４）議第24号　令和７年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）。

５）議第25号　令和７年度下田市水道事業会計補正予算（第４号）。

６）議第26号　令和７年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第４号）。

２．審査の経過。

３月５日、第２委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より芹澤市民保健課長、白井環境対策課長、大原産業振興課長、田中観光交流課長、佐々木建設課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

２）議第22号　令和７年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

３）議第23号　令和７年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

４）議第24号　令和７年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

５）議第25号　令和７年度下田市水道事業会計補正予算（第４号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

６）議第26号　令和７年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第４号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　ただいまの産業厚生副委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、質疑を終わります。

お疲れさまです。

次に、総務文教委員会、天野美香委員長の報告を求めます。

６番　天野美香議員。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

１．議案の名称。

１）議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

２．審査の経過。

３月５日、第１委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋議会事務局長、鈴木総務課長、平井企画課長、糸賀財務課長、藤井防災安全課長、加藤福祉事務所長、平川学校教育課長、増山生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎

重に審査を行った。

併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、議会録、会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成少数で否決。

理由、一部の予算が必要であると認められなかった。

以上でございます。

○議長（中村　敦）　ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　審査報告書の中に、議第21号に係る一部の予算が必要であると認められなかったという記載がございます。補正予算書の１ページのほうに、予算であったり繰越明許、または債務負担行為と分けての記載がございますが、どちらの部分が少数で否決となったかというものと、その主な否決する意見、また賛成する意見などございましたら、審査の経過を教えていただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　補正予算書になりますが、債務負担行為、１、追加の部分の東本郷庁舎安全対策工事、この、ここなんですけれども、反対、事業内容、また現地視察におきまして、当局からの説明もございましたけれども、防護柵を、２メートルの防護柵を東本郷庁舎に設置をする予定というか、そういう御説明であったんですけども、それに対しまして安全対策は必要ではあるけれども、駅前一等地であることを重視される、また今後、今でなくてももっと議論が必要ではないのか、今後の方向性がまだ定まっていない中でそうしたことは、まちの中の中心地として考えるべきではないかという、そういった反対の意見がございました。

賛成の意見としましては、防護柵は行政責任と考えて必要であるという意見がございました。

以上です。

○議長（中村　敦）　13番　江田邦明議員。

○13番（江田邦明）　ありがとうございます。

この件について本会議、また本会議終了後、担当課のほうから御説明が全議員にございましたが、それ以上の細かい内容等、委員会審査の中で当局のほうから説明があったか。もし追加でその必要性を訴えるような説明内容等がございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　特にございません。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　本会議の中でも御説明いただいたところで、企業版ふるさと納税の点です。

ちょっとよく分からなかったのが、1,200万円の寄附を受け、一方で1,900万円の支出があったと。その支出は日産の軽の電気自動車３台を頂戴して、それに対する手数料だというふうに聞いたんですけれども、その辺の詳しい説明はございましたでしょうか。

○議長（中村　敦）　委員長、そこの数字も併せてお願いします。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　190万円というのは静岡日産自動車からの軽、おっしゃるとおり軽自動車のサクラ、電気自動車の軽タイプのものを３台寄附を受けるための仲介業務を委託するものとの説明がございました。

この委託については、当局からの説明では成功報酬という形になっておりまして、通常の固定費ではなくて、寄附がまとまったときに20％分を手数料としてお支払いするという契約になってて、車両の評価額を算定した、評価額の20％の190万円の予算措置を支出するものであるとの説明がございました。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　よく分かりました。ありがとうございます。

大西議員もふるさと納税のことは言及して、先ほど一般質問されましたけれども、この企業版ふるさと納税のほうも非常に着目するに値するところでございまして、というのは、去年は30万円の寄附で終わっていたのが、今年は12月の補正で110万、そして今回の補正で120万ということで、合わせて230万円の寄附があった。しかも５件からあったと、５社からあったと。去年は２社だったと思いますけれども、プラス300万円相当の電気自動車３台入っ

た、頂戴できたというようなところで、何か当局のほうから、こういうところを変えたのでふるさと納税の寄附金が上がったというような、何ていうんですかね、こういうことをやりましたというような説明があったのかどうなのか、お聞かせいただけますでしょうか。いただけたということ・・・。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　説明というか、当局のお話の中では、この企業版については返礼品とかもない状態での税額、税率等の税額控除等のメリットがあるという制度で、またその企業にとっても自社、事業の紹介ですとか、例えば企業ＰＲ、ＰＲができるという、利用ができるという制度だということを伺いました。

先ほどおっしゃられた５件230万円の車両３台という実績というのは、実績なのかなということは話されておりまして、またこれ８年、９年とありますので、引き続き企業版につきましてＰＲしていきたいというようなお話がございました。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　昨年、鈴木浩之課長のほうが、企業版ふるさと納税は各市町で割とトップダウンで決まってくるケースが多いというような説明を受けました。今回、市長自らがトップダウンで行かれたのかどうなのか。そして、いただいた、寄附をいただいた中には大企業が２社ほどあります、入ってました。

そういった企業が多額の寄附をくださっている中で、お礼みたいなところでどのような返戻がされているのか、あるいは今ＰＦＩ事業ということで進めている、下田が進めている民間の事業を何とか活性化してもらいたい、その中で下田市の事業も関わっていただきたいという中で、やはりふるさと納税を頂戴するために、トップダウンといってもどこに行けばいいんだって話になりますけれども、いただいたところの主に金額を決めて大企業でＰＦＩ事業に関わってきそうなところには、市長がどういった形でか返礼を申し上げて、そして民間企業とコミュニケーションを取って、より下田市の投資を促すような、そういったところにまで企業版ふるさと納税というのは持っていけるんじゃないかなと個人的には考えているんですが、その辺の議論はありましたかどうか。あるいは今後議論していただければというところも、要望で終わりますけれども、その辺だけお答えいただければと思います。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　ちょっとお答えになってるか、すみません、一応答えさせていただきたいんですけれども。

下田市で契約してたリンクさんだったかな、何か。すみません、ちょっと記してないんですが、会社と企業版を専門という、専門というか実施されている中間事業、事業の仲買業者との契約という話はたしかございました。そこ経由で、何か２種類ルートがあるという、伺って、直接市と企業のやり取り、やり取りをし、企業から市が直接何かいただくか、もしくは企業版の企業が企業版ふるさと納税したいという情報を集めていただいて、下田市に紹介をしていただく業務をお願いするという、何かそういったことは御説明というか、がございました。

ちょっと答えになってなかったら申し訳ないですが、要望は承りたいと思います。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

４番土屋　仁議員。

○４番（土屋　仁）　すみません、皆さんが賛成少数で否決されたというようなことでございますけれども、例えば賛成意見の中に、今回のこの補正予算でいきますと、例えば商工振興事業のプレミアム付商品券であったり、小学校の空調設備設置工事等が補正予算で計上されて、繰り越して、次年度行うというような予算の組立てになってございますけれども、これを否決することによってこういった事業が、要は新年度すぐ、要は執行したいというようなことで、補正予算に計上して繰越しという手続を取っていることで、この予算を否決されることによって、こういった事業が執行できなくなることについて心配する賛成意見等はなかったのでしょうか。

○議長（中村　敦）　委員長。

〔総務文教委員長　天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香）　そういった意見はございませんでした。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）に対して、沢登英信議員、渡邉照志議員、浜岡　孝議員及び大西將由議員から、お手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

12番　沢登英信議員。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　それでは、修正案の説明をさせていただきますので、お手元に修正案と、それから全協のときに配られました資料を開いていただければ幸いかと思います。この、この資料でございます。この資料を開いていただきたいと思います。

令和８年３月６日。

下田市議会議長、中村　敦様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。発議者、下田市議会議員、渡邉照志。発議者、下田市議会議員、浜岡　孝。発議者、下田市議会議員、大西將由。

議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）に対します修正動議でございます。

上記の修正案を地方自治法第115条の３及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

提案理由でございますが、令和８年５月河内庁舎に移転し、使用されなくなりますこの東本郷庁舎の安全対策のために高さ２メートル、延長110メートルにわたりまして、単管タイプで支えられたフラットパネルの塀を巡らす計画でございますが、これは安全対策になって、安全対策のためにすると言っているわけでございますが、安全対策になっているか大きな疑問でございます。

また、中心市街地でございますので、景観上も問題であると。さらに、活用案を狭めることになります。したがって、再検討を求めるというものでございます。

安全対策になっていないかどうかの疑問というのは、鈴木　孝議員も指摘をしてますように、２メートルの塀をつくりましても、そこから飲んだ缶を投げ入れたり、ごみをそこに投げ入れたりというようなことは免れないんではないのかということがあろうかと思いますが、やはり一番大きなポイントは、この計画が、国交省と内閣府の支援を受けた２つの計画を提案をされまして、どちらの状況を進めていくのかというようなことがきっちりと決定がされていないと、こういう事情であろうかと思います。

それで、国交省及び内閣府におきますこの活用方法の内容も、短時間っていいますか、平成、令和12年、11年からの開始ということで考えておりますが、基本的にこれでいくという

ことではなくて、３年間ぐらいの間、本計画が決まるまでの間、こういう具合に例えば駐車場にして使ったらいいんではないかと、こういう計画になっておりますので、これはやはり前回否決しましたように、基本的な経過をきっちりと定めていただいて、それに基づいて３年間こういうことにしようということであれば、それはそれなりに市民の納得、議員も納得するということになろうかと思いますが、そういう形になっていないということでございます。

そして、駐車場として利用するにいたしましても、波布神社の前辺りの駐車場はあるわけですが、その半分を使って、そこに塀を建てるというような計画になっていると。駐車場に使うにいたしましても、現在公用車が止めている東本郷のここの入り口の部分の駐車場も使わない、あるいはこの別館の前の空地も使わない、それから別館と本館の間の空地もまさに利用をしない、しないで塀を建てるという、こういう計画になっておりますので、結局利用計画を有効に使うというこの観点に考えますと、不十分ではないかと、こういうことからですね。

それでもう一点は、時期的に考えましても、今この自体で、時期に債務負担行為を決定して今年度で契約をして、来年度で支払いをするというような時期を急がなくても、若干の余裕はあるんではないかと。再度きっちりここら辺を検討し直していただいて再提出をお願いをするという内容に、時期的に見てもそういうことは言えるんではないかと、こういうことが理由にいたしまして、修正を求めるものでございます。

次に、次のページをはぐっていただきまして、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）に対する修正案。

議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）の一部を次のとおりに修正する。

第３条第１項を削り、同条第２項中第３表債務負担行為　２変更を、「第３表債務負担行為　１変更」に改め、同項を同条とすると、こういうことで、第３表の債務負担行為中「１の追加事項、期間、限度額、東本郷庁舎安全対策工事、令和７年度から８年度まで。事業を予定額を400万円の範囲内で東本郷庁舎安全対策工事に関わる契約を令和７年度において締結し、令和８年度において支払う」を削り、「２変更」を「１変更」に改めると。

文章でいきますとちょっと理解し難いかもしれませんけども、説明資料も１枚ございますので、そちらのほうをめくっていただきたいと思います。そこに書いてありますように、予算書の９ページのこの記載を削除するという、横線が引っ張ってあるものでございます。

それから、予算書の１ページの第３条の債務負担行為の補正という第３条がございますの

で、ここのところも削除して２項を１項にするという、こういう内容のものでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（中村　敦）　提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

１番　柏谷祐也議員。

○１番（柏谷祐也）　すみません、１点だけお願いいたします。

債務負担行為で７年度に契約して８年度以降に支払うということで、多分これは急いでるのではないかなとは思われるのですが、沢登議員おっしゃる、今やらなくても時間があるんではないかというところで、どういったお考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　状況は、東本郷の庁舎からこちらの河内の庁舎に移転をするということは、今の予定では令和８年の５月ということで考えられております。したがいまして、その工事はこれが予算上可決されたとしましても、業者を選定をいたしまして、実際に工事が始まるのは恐らく７月、８月、早くてそんな形になる、こういうことが想定ができようかと思うわけです。それは工程表がそこに出ておりますので、詳しくはちょっとそちらを見ていただければよろしいかと思うわけでございます。

いずれにしましても、安全対策は、令和８年の４月というような想定ではなくて、このペケ印から見ればここになっていると。それで、解体が令和９年度だという、こういうことですので、そういう意味で法的にそういう安全対策が必要ということになりますと、それは工事が始まったときには、そういう意味で市民への安全対策を含めてそういう塀をつくる必要があろうと思いますが、ここにおきます建物の安全対策ということになりますと、どういうことかと。全部こちらへ移ってしまうわけですから、その建物に貴重なものが入ってるとか、危険なものがそこに置いてあるというようなことは、庁舎ということから考えて考えられないことだと。

したがって、ガラスや等々で、西館のほうは入り口がなってますので、そこの安全対策ということは、入り口や等々は必要かと思いますけども、その安全対策が塀で行うことが安全かというようなことは、十分検討していただく必要があるんじゃないかと。ほかの方法もあろうかと思うわけです。

そういうことから考えますと、やはり跡地の利用というような、駐車場として利用すると

いうことを考えておりますけども、塀をつくらなくても、例えば駐車場として運営した場合、塀がないと駐車場として利用できませんよという、こういうものではないということが言えようかと思いますので、その建物に恐らく人が入らないようにということが一番の安全対策の課題だという具合に想定ができようかと思うわけですね。

そういうことから考えますと、その方法というのは、塀以外のもっといい方法があるんではないかと私は思うわけです。例えば、今駐車場をやるということを考えますと、そこに人を置かずに、先日静岡行ったときに、県庁の近くの駐車場ですけども、カメラが置いてあって、防災用のカメラが置いてあって、こちらに支払う機械だけが置いてあって人は誰もいないと。そのカメラへ映ってますので、ナンバー、ナンバーがカメラに映ってまして、それを出してお金を払うとそれでペイできるというような、こういう形のものもあろうかと思いますので、それこそ防犯、防犯のカメラというんでしょうか、そういうものを見栄えよく措置することによって、塀ではなくて、そこに入ってはいけませんよと、入った場合にはどういう人がそこに立ち入ったかということが分かるような仕組みというのはあろうかと思いますし、またそういう専門家のむしろ方々に頼むというような方法もあろうかと思いますし、そういう点で利用計画及び措置についての検討が不十分だということは言わざるを得ないと思いますので、こういう決定をした次第でございます。

時期がいつまでかということにつきましては、債務負担のことからいきましても、２つのどちらを取るだということもまだ決定はしていない状態で、内閣府の案でいくのか、国交省の案でいくのかという２つの案がありますよという、こういうことが提案されてきている段階でございますので、そういう判断をしたということでございます。

○議長（中村　敦）　１番　柏谷祐也議員。

○１番（柏谷祐也）　すみません、沢登さんと多分認識が僕違いまして、申し訳ございません。債務負担行為を行うということで、それで急いでいないのであれば８年度の当初予算で持ってこればよろしかったのかなと思います。

そうした面もございますし、庁舎のほう、利活用するのかしないのかという検討とは多分切り離して、防護柵のほうは設置を予定していると私は認識していたもので申し訳ございません。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　当局のほうの提案は、当然やがて何らかの形で全ての今建ってる３つの

建物を解体をするか、あるいは西館だけ残してほかのものを解体するかと、こういう案になっているわけですけども、解体はするようになるので、解体のときに塀というのは使えるんですよと、こういう説明をしておりますが、今塀をつくるということよりも、それはもう工事が始まったときに工事用な、工事用の塀をきっちりとつくっていただくと。そうなれば、それは２メートルで足りるのか足りないのかということを含めて検討をしていただくってことは必要ではないかと思います。

工事用の塀というようなことを検討すれば、２メートルでは足りないので、２メートル50にしたらどうかというような意見が出されまして、議論をしたところでございますので、そうなりますと、本末転倒といいますか、工事用の、のときのための塀にも使えるよというのは、ちょっと現時点で考えますといただけないお考えかなと、こういう具合に思うわけでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　総務文教委員会の中で、今回の事業というのは別に防護柵を立てる事業じゃないですよね、全体として見たならばね。これはＰＦＩ事業です。ＰＦＩ事業が今までどういう形で進捗し、どういう意見交換があり、どうしてここに、防護柵に至ったのか、そしてこれからどうして、どうやってこれが展開していくのかというような、何ですか、内容に対する質疑はなかったのか。

すなわち、今、遅くたっていいんだって沢登さん言ってますけど、この緑のところの駐車場のところの一番下のところに書いてあるわけですよ。駐車場事業者としては下記期間には運営を開始したい、だから令和８年度当初に公募の必要があると。ここに、今回の多分債務負担行為で出した理由が示されているわけですよね。そこら辺の議論、説明、そういったものがあったのかなかったのか、御説明いただけますでしょうか。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　一応議論をしましたので、お話をいたします。

当局に、そういう意味では、この塀をつくらないと駐車場を運営するという業者は応じないのかと。それはそういうことはございませんと、こういう返事が返ってきておりますので、駐車場として営業をするという業者の考えと、塀をつくって安全対策を図りたいという工事

は、やはり切り離して別のものだと判断してよかろうという、こういう判断をいたしました。

○議長（中村　敦）　７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　切り取って議論されてるようにしか見えないんですよね。ＰＦＩってずっとみんなで苦労して、今まで１年以上かけてやってきてる中で、今こういうふうで動きますよということが、課長のほうから説明があったわけですよね。そうしたことが全く何か抜け落ちたまま、防護柵であるとか駐車場であるとかの話になってるところが全く理解できないというところで、修正案にも全く、何ていうんですかね、僕としては筋違いの話じゃないかなと。すなわちそのＰＦＩ、みんなで決めて考えてきたことを提出されて、それに対して反対するだけの論拠があまりにも乏しいし、ＰＦＩそのものの理解も、何ていうんですかね、浸透してないんじゃないかなというような懸念がしてしようがないんですが、その辺沢登議員としてはどのようにお考えですか。

○議長（中村　敦）　提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　今申し上げましたように、西館、本館あるいは別館を解体しなければ、駐車場として営業しませんというようなことはこの業者は言ってないわけですね。建物は建物のまま、あったままで、今ある庁舎の門扉、入った門扉のところからさわちさん、さわち食堂の前、前のところの駐車場ですね、しかもそこの地域の全部ではなくて、市民が使ってる一般のところしか利用をしないという計画に、この・・・を見れば分かるようになって。

ＰＦＩの話は、そういう意味ではきっちり、そういうＰＦＩの業者に頼むんだと。だから市はお金を出さずに駐車場として、設置する機械であるとか舗装をし直すであるとかというようなことは、ＰＦＩの業者のほうでやっていただくんだと。市は提供するんだと、こういう具合に言っております。そこの資料に書いてありますように、静岡県官民連携支援塾に参加し、８社からサウンディングを、８社のサウンディングを実施したと。そしてその中で、内閣府の例えば事業の御説明をしますと、そういう場合に書いてありまして、普通財産の貸付金であれば内定年540万円の賃借料を頂くんだと、こういう契約、契約をしてあるわけじゃなくて、しようとしてるってことだろうと思うんですが、そういう状態になってると。

その根拠というのは、１億8,000万の評価額がこの囲われた駐車場のところだけでありますと。それの約３％ということで540万の賃借料を、賃借料を考えてるんだと、こういう話でございますので、それは別に塀をつくらなくても、業者はここの土地しか使わないという具合に言っておりますので、あと駐車場として使えるようなというところは波布神社の前の

ところもありますし、さっき言った別館の前のところも駐車ができるような形になって、そこも必ずしも塀をつくらなくてもできると。

ＰＦＩでやってきたから、それをないがしろにするものだという御批判だとすれば、その御批判は申し訳ないけど当たらないと、こういう御返事をしたいと思います。理解してないとすれば、ＰＦＩはこういう具合に理解しなさいよという御意見をいただきたいと思います。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

８番　楠山俊介議員。

○８番（楠山俊介）　委員会での質疑をちょっと教えていただきたいんですが、跡地利用の中でここに事業名として紹介されている、これはまだ決まったものでなく検討中だということで、それでこれ見ますと、順調にいってもある程度何年か年数がかかるという中で、まず移転する一つの理由の中で、やっぱり建物が老朽化してきたというところもあります。

そういう意味からすると、それをそのまま放置するということは、周辺に対してもいろんな形で迷惑をかけるんではなかろうかという危惧、あるいはその建物を、事業から言うと、一つは建物の一部を利活用しましょうというプランもあり、あるいは更地にしましょうということもあると。更地にしましょうということは、今の建物が使えないということですから、ある面老朽化を認めてるというようなことで、老朽化によるそういう危険性も危惧されていると。

そういうふうな形で、行政としては持ち主ですので、そういうものを危惧したときに塀を、でブロックすることが必要だろうという見解だと思うんですが、次のこの、先ほど言った駐車場利用というのがある面これまでの時間かかることに対して、その間駐車場利用ができるという可能性があると。これに関してはそれなりの収益もあろうかと思うんですが、市民のほうも駅を、駅を利用する人たちからすれば、使いやすい駐車場がないということで困っていると。そういうことに関してある面、しっかりとした事業が決まった段階では対応できないかもしれませんけれど、その間でも市民に対してここを利活用したらどうだろうというようなプランで、業者さんも興味を示していると。そのときに沢登さんの委員会での様子をお聞きしましたら、駐車場の業者さんにもし貸すことでやったときに、駐車場の業者さん側から言わせれば、この建物との間に塀をつくって、ある面、例えば何かが飛んできて車両を傷つけるとか、あるいは利用とか景観とか、そういうものの中で、やっぱり塀としてセパレートしてほしいんだというような要望があるということも、一つでつくるという理由もあろうかと思うんですが、今沢登さんの、沢登議員の見解だと、当局からは駐車場として貸して利

用されるときに、その塀のあるなしは全く関係ないというふうな状況で、塀がなくても駐車場の業者さんは借りていただいて営業をちゃんとできますよという返答だったというふうにお聞きしたと思うんですが、もう一度その辺を、のところ当局の見解と委員会での話の流れを、もう一回ちょっと丁寧に教えてくれればと思います。

以上です。

○議長（中村　敦）　今のはぎりぎり収まってるかなと思います。

提出者。

〔12番　沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信）　当局から提案された図面を見ていただければ分かると思いますが、駐車場として使えますのはここのこの部分ですね。塀の、をつくろうという前の部分しか、管理をするのにそこが一番管理しやすいんだと、駐車場として使えるところはある、ほかにもあるけども、そこまで使うということになるとかえって分散をして、管理上うまく使えなくなるので、ここだけを貸してほしいという具合に言ってるんだと、こういうことでございますので、当然国道に面した、市長室があったところの塀なんかは駐車場は要らないわけですね、どう考えても。

それでまた、旧館の本館の入り口のところの塀もそういう意味では、これは駐車場のための塀ではなくて、この建物に人が出入りしないようにというための塀ということになろうかと思いますので、全くそういう意味では私のような必要ないという判断をしたということでございます。

○議長（中村　敦）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって、修正案に対する質疑を終わります。

お疲れさまです。自席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより、各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

１番　柏谷祐也議員。

○１番（柏谷祐也）　原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

沢登議員から御説明もございましたが、東本郷庁舎安全対策工事につきましては、５月に新庁舎へ完全移転することにより東本郷庁舎が無人となることで、安全面から防護柵を別館から本館、西館までの２メートルのパネルをＬ字に囲うと聞いております。総務文教委員会の審査にて東本郷庁舎の平面図を確認いたしましたが、敷地内には倉庫や物置、ＰＣＢの保管庫、屋上へつながる階段もございます。また、本館、西館、別館の１階部分には窓ガラスが多く並び、破損した場合には危険を伴います。仮に、興味本位で中に入りけがをされた場合の想定も考えますと、防護柵の設置は必要ではないでしょうか。また、国道に面していることから、夏期のシーズンでありましたり、そうした場面におきましても、庁舎付近を多くの方が行き来するかと思われます。

そうした場合に、金属の盗難であったり、建物内への侵入、いたずら、落書き等も考えられるのではないでしょうか。特に多いのが廃墟ですよね。よく廃墟に落書きするというのは意味があって、例えば住んでる御自宅に落書きしようとは多分思わないわけですよね。そこに何もなくて、いたずら書きしても誰も言わないだろうということで、多分いたずら書きとかは増えてくるのではないかなと思います。

また、別館と本館の間の通路がございます。ここが特に死角になるのではないかなと思います。こちらの中に入れば倉庫や物置、様々なものがございますので、そちらに興味本位で、例えばですけども悪気がなく、子どもたちが中で遊んだとした場合に、けがをしたら誰が責任を取るんだと、そういうお話にもなってくるのではないかなと私は考えます。仮に事件が起きた場合として、行政指導といいますか、警察官の方々の指導で必ず指摘されますのが、まずできる限りの対策を行ってくださいと、必ず言われるかと思います。そうした面でも、パネルを覆うことで侵入の企みも減らせ、一定の安全性の確保ができるのではないかと私は考えます。

また、景観につきましても、総務文教委員から御指摘がございましたが、白いパネルで覆う予定でいるというお話も聞いておりますけども、ラッピング等でその景観に配慮した形を、何か例えばの話ですけどぺるりんというお話も出てきましたけど、そういうお話も景観に配慮した形で行っていきたいというお話も聞いております。

また、今後にいたしましても、解体するのか活用するのか、現在様々な角度から検討中とのことですけども、いずれにせよ、解体改修となれば大型重機、トラック等が多く出入りし、庁舎敷地内での工事が行われるかと思われます。参考までに、今現在工事中でございます下田警察署の解体現場を見ていただくと分かりますが、防護柵の中で行われているあの現状が

市街地中心で行われると考えますと、やはりパネルの重要性は十分あるかなと思います。

そうした、私のほうで考えていますのは、安全面の重要性を考えますと、この令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）にございます東本郷庁舎安全対策工事について賛成するものでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、原案に反対、もしくは修正案に反対、もしくは両方に対する反対意見の発言を許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　では、次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

11番　鈴木　孝議員。

○11番（鈴木　孝）　修正案に賛成の意見を申し上げます。

ちょっと平井課長にも、私は説明を聞いたときにいろいろと質問をしました。要するに、フェンスで囲うということに対して400万円かかるということで、結局それ、例えば警備会社セコムのようなもので侵入を防ぐことができないのかとか、いろいろなことを聞いて、セコムを設置しても、結局石を投げられてガラスを割られちゃうということは生じるということの説明もいただきました。

いろいろ私も考えたんですけれども、市の責任をしっかりと考えたときにはフェンスをしっかりとやった上で、何かされたときには責任を問われることがないんじゃないかということも考えられます。その上ではフェンスが必要だと思うんですが、そもそも私は新しく庁舎ができたときに、まだ現庁舎、旧庁舎で何をするかって考えてる時点でもうちょっと遅くなってしまってることで、そこに400万円のフェンスを張って、そこでまだ考えているという事態に問題があるんですね。現状、西館を残すということになってしまうと供用開始が12年、令和12年頃になってしまうということを考えると、フェンスを覆ったまま、長い間景観が悪くなるということがあって、そこにぺるりんを書いたり、いろいろあると思うんですけど、それでもちょっと問題があるんじゃないかというところで、本来であればすぐに計画どおり解体をすると、そのときにフェンスを、で囲ってすぐに解体してしまうのが私はいいと思ってるんで、フェンスをやることはいいんですが、そのフェンスをやって長く置いてあることに反対なんですね。

ですから、これ何が正解かちょっと皆さんも分からなくなってきてしまってるんですが、取りあえず西館を残す、残すということを議論してるということが私は反対なんですが、そ

のためには一回フェンスをやってしまうということで一時、それで様子を見ようということに反対なんで、この修正案には賛成ということです。

以上です。

○議長（中村　敦）　では、次に戻りまして、原案に対する賛成意見の発言を許します。

７番　岡崎大五議員。

○７番（岡崎大五）　原案に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先日、課長のほうと担当者のほうからも説明がありましたとおり、この事業というのはＰＦＩといいまして、民間と、官民が連携してやっていこうということで、これまで既に20社以上の会社が来ていただいて、下田のために何かできないかというようなことで、自らの利益のためにということももちろんありますけれども、そして国交省、それから内閣府の方も来て、実質動き出したのが多分去年の夏以降だったと思います。そこからこの３月の半年ぐらいの段階で、よくここまで若い職員がまとめ上げてきたなというのが僕の率直な感想でした。

これからどうするんだという中で、一旦お示しできるところをまずお示しして、ひとまず駐車場を何とか使い、使えるような案も出てきたので、そのためには夏までに何とかしたいというところで、まず今回の債務負担行為ということで出して、８年度当初にもすぐに公募をかけて、まずそこだけやっていくと。その前提となるのがやはり改修か解体か、いずれにしてもあそこを囲って、安全対策も含めてやる必要があるだろうということが議論としてあったと思うんですね。その上で駐車場の話になっていったというふうに、話の経緯は分かりませんけれども、課長の話ですとそのように想像するところでございます。

今後、下田をつくっていくためには多くの資本と、それと外の知恵が必要になってまいります。それが、何ていいますか、そういった事業の本質とは全く関係のないところで、全く関係のない議論の上で否決されていくというのは非常に残念な感じで、これがこのまちのこれまでの停滞を招いていたのではないかというふうな気さえするところでございます。

ですから、これは何とか、何ていうんですかね、今まで努力してきてくださった職員の皆さんもそうですし、それで関係者の皆さんに対してもそうですし、やはりそうした人々の努力を無にしないためにも、これはぜひとも通していただいて、下田市議会がいわゆる東本郷庁舎跡地開発に対して後ろ向きであるというようなメッセージを今回持つ可能性があるというふうに思います。ですから、それは何としても避けたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（中村　敦）　次に、原案に反対、もしくは修正案に反対、もしくは両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　これをもって討論を終わります。

これより、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信議員、渡邉照志議員、浜岡　孝議員及び大西將由議員から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　８名です。着席願います。起立多数であります。

よって、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　敦）　全員です。着席願います。起立多数であります。

よって、議第21号　令和７年度下田市一般会計補正予算（第９号）は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ここで、会議時間を延長いたします。

次に、議第22号　令和７年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は原案可決であります。本案は副委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第22号　令和７年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、副委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号　令和７年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は原案可決であります。本案は副委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第23号　令和７年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、副委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号　令和７年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は原案可決であります。本案は副委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第24号　令和７年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、副

委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号　令和７年度下田市水道事業会計補正予算（第４号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は原案可決であります。本案は副委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第25号　令和７年度下田市水道事業会計補正予算（第４号）は、副委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号　令和７年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第４号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は原案可決であります。本案は副委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　敦）　御異議はないものと認めます。

よって、議第26号　令和７年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第４号）は、副委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

○議長（中村　敦）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、７日、８日を休会とし、９日本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後３時58分閉会